

令和5年度 「第5次宇都宮市男女共同参画行動計画」計上事業の推進状況（実績）

【計画年度：2023（令和5）年度～2027（令和9）年度】

別紙

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透

施策の方向1 固定的性別役割分担意識の解消や慣行の見直し

重点施策	施策		方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	R5実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針	
	重点施策	施策の名称							
①		①世代に応じた固定的性別役割分担意識の解消	1	拡充	男女共同参画推進センターによる啓発講座等の実施	固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向け、男性シニア層など各世代に応じて、講座やパンフレット等による啓発を実施する。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進フォーラムの開催【337人】 市民啓発講座開催【15回、参加者数563人】 情報誌「ばーとなーしっぷ」発行・配布【3,000部】 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合で高まった機運継続のため10月1日に開催した「男女共同参画推進フォーラム」や子育て世代やシニア層を対象とした固定的性別役割分担解消を目的とした講座、女性の地域活動への参加を促進するための講座などの市主催講座や、男女共同参画推進団体と協働で実施する市民企画講座の実施などにより、各世代や活動に場における男女共同参画の推進に取り組んだ。 より一層女性の活躍を推進していくためには、第5次男女共同参画行動計画において、重点事業とした各活動の場に応じた固定的性別役割分担意識解消に向け、効果的な啓発に取り組む必要がある。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度に開催した「男女共同参画推進フォーラム」で高まった機運を継続するため、広く市民を対象とした講演会を開催するとともに、地域や企業など各活動の場に応じた男女共同参画に関する各種講座の開催や、市民や団体等と協働した啓発に引き続き取り組む。
			2	拡充	生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施	各地域における生涯学習活動において、各世代が男女共同参画についても学ぶ機会を増やすため、生涯学習センターと男女共同参画推進センターの共催による講座の実施や男女共同参画推進センターが講座プログラムを提供する。	男女共同参画課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 人材かがやきセンターと共催講座の実施【講座数 1講座、延参加者数 33人】 図書館と共催講座の実施【講座数 1講座、参加者数 13人】 生涯学習センターにおける男女共同参画推進講座の実施【講座数：4講座、実施回数：13回、延べ参加者数240名】 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進センターでは、人材かがやきセンターと「アフターコロナはコミュニティで！」を、中央図書館と「おうち性教育講座」をそれぞれ共催で実施した。 生涯学習センターでは、働き世帯向けをターゲットとし、父親も参加しやすくするために開催曜日を工夫するなど、夫婦ともに主体的に子育てに取り組む内容の講座を開催した。 また、女性の地域参加の促進を目的とした講座を開催し、健康増進や趣味教養等の学びに着手するきっかけを育み、参加者同士の交流を通じて、地域における自己実現のネットワーク強化を支援した。 休日開催を行うことで参加者から好評を得たことから、休日開催の拡大を検討する必要がある。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習センターと男女共同参画センターが連携を図りながら、男女が社会の対等な構成員として、互いに協力し合い、あらゆる分野に平等に参画し、責任と豊かさを共に分かち合える男女共同参画社会の理念を普及するための講座を開催していくとともに、講座の休日開催等を通じて、男性が主体的に育児に取り組むことの重要性理解や、育児参加へのきっかけづくりを目指す。
②		②活動の場に応じた固定的性別役割分担意識の解消	3	新規	企業における男女共同参画に向けた理解促進	企業において、固定的性別役割分担意識の解消が図られるよう、男性の育児休業取得促進や、女性活躍の推進など、あらゆる視点から男女共同参画意識の醸成に向け講座等を実施する。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 女性活躍促進・男性の育児休業に係る企業経営者向けセミナー開催【2回 74社 89人】 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者に対しては、セミナーの開催やリーフレットの配布、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に向けた社会保険労務士の出前相談、企業経営者等への啓発・取組促進を行った。 今後は、行動計画の策定が努力義務となっている従業員100人以下の企業について、依然として策定している企業が少ない状況であることから、策定を後押しする取組の強化が必要である。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 商工会議所などの経済団体等と連携しながら、中小企業における労働環境の整備など女性活躍を促進するため、企業経営者向けセミナーの開催やデジタルリーフレットの作成・配布のほか、市内業種別団体等への出前セミナーや一般事業主行動計画の策定支援に取り組むとともに、新たに助成金を創設し、企業における女性が働きやすい職場環境づくりを促進する。
			4	新規	地域活動における女性参画に向けた意識醸成	地域において「男女共同参画・女性活躍」の意識醸成のため、シンポジウムや女性活躍の事例集の作成、事例発表の場などを積極的に活用し、啓発する。	男女共同参画課 みんなでまちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進フォーラムの開催【337人】 市民啓発講座開催【15回、参加者数563人】 情報誌「ばーとなーしっぷ」発行・配布【3,000部】 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合で高まった機運継続のため10月1日に開催した「男女共同参画推進フォーラム」や女性の地域活動への参加を促進するための講座などの市主催講座の実施などにより、各世代や活動に場における男女共同参画の推進に取り組んだ。 市民向け情報誌「ばーとなーしっぷ」を発行するなど、幅広い年齢層に対して啓発を図った。 より一層女性の活躍を推進していくためには、第5次男女共同参画行動計画において、重点事業とした各活動の場に応じた固定的性別役割分担意識解消に向け、効果的な啓発に取り組む必要がある。令和元年度に作成した「地域における男女共同参画推進に向けた取組事例集」について、新規・終了事業の確認を各地区市民センターへ確認して取りまとめた。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度に開催した「男女共同参画推進フォーラム」で高まった気運を継続するため、広く市民を対象とした講演会を開催するとともに、地域や企業など各活動の場に応じた男女共同参画に関する各種講座の開催や、市民や団体等と協働した啓発に引き続き取り組む。 各地区の女性活躍に係る事業の実施状況について、地区市民センターへヒアリングを実施し新たな取組を掲載した事例集を作成する。
			5	継続	親学出前講座の充実	保護者の家庭教育に対する意識の高揚を図り、もって家庭教育力の向上を図ることを目的として、学校や保育園、幼稚園、サークル等からの要請により、保護者の集まる機会に、職員等が親学に関する講座を実施する。	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 親学出前講座の実施【実施回数：85回、参加者数：延べ3,285人】 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 親学出前講座について、情報誌やSNSを活用した周知や、保護者会や就学時健康診断などの機会を生かした講座の実施に取り組み、家庭教育支援の充実が図られた。 親学出前講座の利用促進を図るためには、実施時間や講座内容などが申込者の要望に沿ったものとなるよう、講座の充実を図る必要がある。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭教育力の向上に向け、引き続き、家庭教育支援活動者や企業等との連携を図るとともに、受講者の反応や受講者アンケートの結果を踏まえ、講座内容の充実を図る。
			6	継続	男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施	男女共同参画の視点を踏まえた保育がなされるよう、保育士を対象とした研修会を実施する。	男女共同参画課 保育課	<ul style="list-style-type: none"> 保育士研修【実施回数：1回】 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新任保育士研修において、ジェンダーや人権に配慮した保育がなされるよう啓発を行った。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点を踏まえた保育がなされるよう、継続的に研修を実施していく。
			7	継続	本市職員への人権研修、ハラスメント防止研修の実施	本市職員の人権及び男女共同参画意識の醸成を図るため、新採用職員や監督職等を対象とした人権研修、「ハラスメント防止ガイドライン」を踏まえたハラスメント防止研修を実施する。	人事課 男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ハラスメント防止研修【対象：新任課長、係長、実施回数：1回、参加人数：73名】 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新任課長、係長級職員を対象に外部講師によるハラスメント防止研修を実施し、ハラスメント防止の知識や心構え、良好な職場環境構築の重要性を再認識したことで、組織力の向上や働きがいのある職場環境づくりにつなげることができたほか、令和5年度より、全職員を対象に映像資料によるハラスメント防止研修を実施した。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、ハラスメント防止の知識や心構え、良好な職場環境構築の重要性を再認識できるよう、令和6年度より、ハラスメント防止研修の受講対象者を部長級職員まで拡大し、引き続き、管理監督職に対してのハラスメント防止に対する意識醸成を図っていく。
8	拡充	課長級マネジメント(基礎・実践編)研修の実施	本市職員における管理監督者のマネジメント力の強化のため、性別等に対する無意識の固定観念・思い込み等の解消や組織全体でワーク・ライフ・バランスを推進していく風土づくりの視点を取り入れた研修を実施する。	人事課	<ul style="list-style-type: none"> 課長級マネジメント研修(基礎編)【対象：新任課長、実施回数：1回、参加人数：37名】 課長級マネジメント研修(実践編)【対象：新任課長、実施回数：1回、参加人数：38名】 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 性別による役割分担の無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消や、部下を育成する力を強化するための取組について研修内容に盛り込み、各職場での実践を促した。 また、育児休業明けの職員を対象とした子育て応援キャリア支援セミナーにおいて、研修受講者に実施した「職場での必要な配慮」等を本研修で周知し、意識づけを行った。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、上記の研修内容を実施していくことに加え、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりやキャリア・デザインの実現に向けた人材育成に関する内容を盛り込み、知識やノウハウ等の定着が図られるよう取り組んでいく。 			

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実

重点 施策	施策		事業 番号	方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	R5実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
	重点 施策	施策の 名称							
③	若年層における男女共同参画の教育の推進		9	継続	小・中・高・大学生等への出前講座の実施	一人ひとりが男女共同参画意識を持って行動できるようにするためには、基本的な人間性や社会性を身に付ける時期からの継続的な教育が重要であることから、若年層における男女共同参画について学ぶ機会として、教育委員会等と連携し、周知啓発を実施する。	男女共同参画課	・講座開催【8回】、参加者数【631人】(出前(中学・高校・大学等))	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・DV未然防止のためのデートDV出前講座については、教育委員会主催の養護教諭・人権主任者向け研修において、事業を周知したことにより、出前講座の実施につながるとともに、生徒等の理解がより深められるよう、漫画や事例紹介を盛り込んだ講座とすることにより、若年層への意識啓発を図ることができた。 ・DVを未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が効果的であることから、より多くの学校等で継続的に啓発機会を設けられるよう検討する必要がある。 【今後の取組方針】 ・デートDVなど若年層への意識啓発については、デートDV出前講座において、多くの学校等で啓発機会を設けられるよう、養護教諭等に対し、開催校の実施状況の共有を図り、開催校の拡大を図るとともに、講座に事例共有やワークショップを取り入れるなど、生徒等の理解がより深められるよう、効果的な手法について引き続き検討する。
			10	拡充	小・中学生への男女共同参画の啓発	基本的な人間性や社会性を身に付ける時期から、男女共同参画についての意識の醸成を図るため、小・中学生向けのパンフレットやデジタル教材を活用した啓発を実施する。	男女共同参画課	・男女共同参画教育参考資料「かがやき」の発行 実施回数：年1回 発行部数：5,000部	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・小学5年生向け教育参考資料「かがやき」の作成・配布を行うことで、男女共同参画についての意識の醸成を図った。 ・現行の「かがやき」について社会情勢の変化を踏まえ、現状に合わせて更新する必要がある。また、基本的な社会性を身に付ける時期について、R5年度まで対象であった小学5年生が適切かどうか検討する必要がある。 【今後の取組方針】 ・小学5年生向け教育参考資料「かがやき」について、ジェンダー平等の実現を掲げるSDGsへの対応などの社会情勢の変化を踏まえ、小学校の教員や学識経験者などの意見を聞きながら、現状に即した内容や表現に改定を行う。また、デジタル教材への移行について検討を行う。
			11	継続	小・中学校における人権教育の推進	全ての人々の人権が尊重され、相互に共存することができる社会の実現に向け、社会づくりに主体的に参画できる児童生徒を育成するため、人権教育研修会を実施するなどして本市立小・中学校の教育活動における人権教育の充実を図る。	学校教育課	・人権教育主任を対象とした人権教育研修の実施 ・人権に関する授業への指導・助言	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・各小・中学校において、全体計画及び各教科等との関連計画等が作成され、自尊感情の育成を基本に、発達の段階に即した人権感覚の醸成、人権意識の高揚等が図られている。 ・様々な人権課題について、どのように教材化を図り、目標と成果を共有していくかという視点に立って校内研修等を充実させ、教師一人一人の人権意識を一層高揚させていくことが課題である。 【今後の取組方針】 ・これまでの取組を継承しつつ、人権教育のさらなる推進を図る。
			12	継続	小・中学生へのキャリア教育の実施	児童生徒の職業観や勤労観を育み、将来への夢や目標をもてるようにするため、小学校高学年における職業人を招いた体験学習、中学2年生を対象とした社会体験学習など、児童生徒が体験を通じた学びを実感できる活動を実施する。	学校教育課	・小学校高学年を対象とした「宮っ子『夢』教室」を計画し、出前授業に協力していただけの事業所の一覧を作成し、小学校へ周知を図った。 ・市内の施設、事業所、店舗等に受け入れ依頼をし、市立中学校2年生の生徒を対象とした社会体験学習(宮っ子チャレンジウィーク)を実施した。	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・全中学校で5日間の社会体験学習を実施することができた。実施後に行ったアンケートでは、97.7%の生徒が、「充実した体験だった」と肯定的に回答するなど、事業の成果が見られた。 ・生徒が多様な職業から体験先の事業所を選択することができるよう、社会体験学習の受入事業所を拡大する必要がある。 【今後の取組方針】 ・児童生徒のキャリア形成を図るための「宮・未来キャリア教育指導資料」を活用した指導の充実を図るとともに、中学校2年生を対象とした「宮っ子チャレンジウィーク」や小学校高学年を対象とした「宮っ子『夢』教室」の実施、小中学校の学びをつなぐ「宮・未来キャリア・パスポート」の活用など、将来への夢や目標をもち、働くことの大切さを実感したり、職業への関心を高めたりすることができるよう「宮・未来キャリア教育」を推進していく。
			13	拡充	女子へのキャリア教育支援	幼少期や小中高生など、幅広い年代の女子に対し、理工系分野への興味・関心を高め、性別に偏りのない職業選択を支援するための周知啓発を実施する。	男女共同参画課	・未就学児対象のワクワク実験教室 実施回数：1回 延べ参加人数：24名 ・女子中高生の理系進路選択支援講座 実施回数：1回 延べ参加人数：9名	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・令和4年度に引き続き、帝京大学と連携し、女子中高生の理系進路選択支援のためのイベント「サイエンスキャンプ」を実施するとともに、令和5年度からは、新たに未就学児を対象として、子どもたちが理科や科学に興味をもち、好奇心や探求心を育むきっかけとなる科学実験教室を開催したことで、性別に偏りのない職業選択の意識醸成を一層図ることができた。 【今後の取組方針】 ・引き続き、幼少期からのキャリア教育支援のための科学実験教室の開催や、帝京大学と連携しての「サイエンスキャンプ」を実施をすることで、性別に偏りのない職業選択支援に向けて、理系分野への興味・関心を高めるための意識醸成に取り組む。
④	男女共同参画の学習機会の充実		14	拡充	男女共同参画推進センターによる啓発講座等の実施(再掲)	固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向け、男性シニア層など各世代に応じて、講座やパンフレット等による啓発を実施する。	男女共同参画課	・男女共同参画推進フォーラムの開催【337人】 ・市民啓発講座開催【15回、参加者数563人】 ・情報誌「ぱーとなーしっぷ」発行・配布【3,000部】	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合で高まった機運継続のため10月1日に開催した「男女共同参画推進フォーラム」や子育て世代やシニア層を対象とした固定的性別役割分担解消を目的とした講座、女性の地域活動への参加を促進するための講座などの市主催講座や、男女共同参画推進団体と協働で実施する市民企画講座の実施などにより、各世代や活動に場における男女共同参画の推進に取り組んだ。 ・より一層女性の活躍を推進していくためには、第5次男女共同参画行動計画において、重点事業とした各活動の場に応じた固定的性別役割分担意識解消に向け、効果的な啓発に取り組む必要がある。 【今後の取組方針】 ・令和5年度に開催した「男女共同参画推進フォーラム」で高まった気運を継続するため、広く市民を対象とした講演会を開催するとともに、地域や企業など各活動の場に応じた男女共同参画に関する各種講座の開催や、市民や団体等と協働した啓発に引き続き取り組む。
			15	拡充	生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施(再掲)	各地域における生涯学習活動において、各世代が男女共同参画についても学ぶ機会を増やすため、生涯学習センターと男女共同参画推進センターの共催による講座の実施や男女共同参画推進センターが講座プログラムを提供する。	男女共同参画課 生涯学習課	・人材かがやきセンターと共催講座の実施【講座数 1講座、延参加者数 33人】 ・図書館と共催講座の実施【講座数 1講座、参加者数 13人】 ・生涯学習センターにおける男女共同参画推進講座の実施 講座数：4講座 実施回数：13回 延べ参加者数240名	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・男女共同参画推進センターでは、人材かがやきセンターと「アフターコロナはコミュニティで！」を、中央図書館と「おうち性教育講座」をそれぞれ共催で実施した。 ・生涯学習センターでは、働き世代向けをターゲットとし、父親も参加しやすくするために開催曜日を工夫するなど、夫婦ともに主体的に子育てに取組む内容の講座を開催した。また、女性の地域参加の促進を目的とした講座を開催し、健康増進や趣味教養等の学びに着手するきっかけを育み、参加者同士の交流を通じて、地域における自己実現のネットワーク強化を支援した。休日開催を行うことで参加者から好評を得たことから、休日開催の拡大を検討する必要がある。 【今後の取組方針】 生涯学習センターと男女共同参画センターが連携を図りながら、男女が社会の対等な構成員として、互いに協力し合い、あらゆる分野に平等に参画し、責任と豊かさを共に分かち合える男女共同参画社会の理念を普及するための講座を開催していくとともに、講座の休日開催等を通じて、男性が主体的に育児に取組むことの重要性理解や、育児参加へのきっかけづくりを目指す。
			16	継続	ママパパ学級の実施	安心して妊娠期を過ごし、安全な出産を迎え、夫婦や家族が協力して子育てできるよう、妊婦とその夫を対象に、保健師・助産師などが講師となって、妊娠・出産・育児についての講話や実習を実施する。	子ども支援課	・ママパパ学級 参加者数：1,514名	【昨年度の評価(成果や課題)】：夫婦で協力した子育て支援の実施 ・母子健康手帳交付時やもうすぐ38週子面接時に参加を促し、参加者のほとんどが夫婦で参加するなど、夫婦で協力した子育て支援が図られた。 ・効果的なプログラムとなるよう、受講者にアンケートを実施し、受講者ニーズの一層の把握に努めた。 ・また、受講をためらう夫婦などに対しては、市ホームページに公的機関の動画の掲載について案内し、直接参加していない夫婦に対しても支援することができた。 【今後の取組方針】：ママパパ学級の充実 ・引き続き、夫の育児参加を促進するとともに、妊娠中から、夫婦での子育てや産後の対応の変化、子どもを迎える準備・育児の心構えなどの知識・技術の理解促進を図り、受講者アンケート等を踏まえ、実施内容の検討を行っていく。
			17	継続	市民企画講座の実施	男女共同参画推進団体として活動する団体と講座の運営を協働で行うことにより、団体活動を促進し支援する。	男女共同参画課	・市民企画講座 実施回数：9回 延べ参加人数：390名	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・男女共同参画推進団体として活動する団体と講座の運営を協働で行うことにより、団体活動を促進し、支援することができた。 【今後の取組方針】 ・引き続き、市民の参画を促進し、協働して、多様な人材の力を活かす事業の展開を図るため、市民から男女共同参画に資する講座を広く募集し、実施のための支援をしていく。

施策		事業番号	方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	R5実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
重点施策	施策の名称							
⑤	男女共同参画についての広報・啓発活動	18	拡充	市民への広報・啓発の実施	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画推進月間、DV根絶強化月間などの啓発強化期間を中心に、男女共同参画推進の拠点である男女共同参画推進センターの事業やセンターを利用する市民団体の活動などについて、情報誌やSNS等を活用して、広く市民に周知する。	男女共同参画課	・広報紙による情報発信 実施回数:4回(男女週間, 男女月間, DV月間, 人権週間) ・啓発パネル展 実施回数:4回(男女週間, 男女月間, DV月間, 人権週間)	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・広報紙やFacebookなど、様々な手法を用い、啓発活動を行うことで、市民の男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図ることができた。 【今後の取組方針】 ・引き続き、啓発推進月間等を中心に、広報紙の特集掲載やパネル展示など行い、重点的・集中的に啓発活動を実施していく。
		19	継続	本市職員への啓発の実施	市職員の男女共同参画意識を高めるため、また、審議会等への女性登用にに向けた理解促進や、市職員のワーク・ライフ・バランスへの取組促進などを図るため、庁内LANや情報誌を利用して男女共同参画に関する情報を提供する。	男女共同参画課	男女共同参画推進委員会の実施	【昨年度の評価(成果や課題)】 男女共同参画推進委員会において、各部署の審議会における女性の登用率等について情報共有し、女性の登用促進に向けた今後の取組について意見を聴取した。 【今後の取組方針】 男女共同参画推進リーダー(次長級)男女共同参画推進員(課長補佐級)を設置して対象者に研修を実施し、各部署における男女共同参画の推進に向けた職員の意識醸成や男女共同参画の視点を取り入れた施策・事業への転換・拡充の推進に取り組む
		20	継続	男女共同参画表現ガイドラインの周知	刊行物等において男女共同参画の視点に配慮した文章やイラスト等の表現となるよう、具体的な表現事例を示した「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」などを市ホームページで周知・啓発を図るとともに、庁内LANで市職員にも周知・徹底する。	男女共同参画課	全庁掲示による周知	【昨年度の評価(成果や課題)】 令和5年9月に「男女共同参画の視点からのガイドライン」について全庁掲示し、性別にとらわれない、多様なイメージが社会に浸透していくような表現の工夫について各課へ依頼した。 【今後の取組方針】 国のガイドラインを基にした策定から15年以上経過していることから様々な施策・事業に男女共同参画の視点を取り入れるポイントや先進事例などを盛り込んだ本市独自の「男女共同参画ガイドライン」を策定する。
		21	継続	男女共同参画情報誌「ぱーとなーしゅぶ」の発行	男女共同参画への理解や意識の高揚を図るために、女性の活躍推進や働き方改革、結婚・育児などをテーマに、男女共同参画施策の取り組みや活動等に関する情報を提供する。	男女共同参画課	・男女共同参画情報誌「ぱーとなーしゅぶ」の発行 実施回数:年1回 発行部数:3,000部	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・女性特有の健康課題をテーマに「ぱーとなーしゅぶ」を作成・配布することで、女性の活躍推進や働き方改革について、広く市民に対して啓発を図ることができた。 【今後の取組方針】 ・引き続き、「ぱーとなーしゅぶ」を作成・配布し、様々な分野で活躍する女性を紹介することなどを通じて、男女共同参画への理解や意識の高揚を図っていく。
		22	継続	親学と子どもの情報誌「こどももつくる」の発行	子どもの健やかな成長のために、保護者にとってほしいことや、学んでほしいこと、親学に関する事業等を伝えるとともに、子どもたちの体験活動を推進するために、土日や長期休業中に、子どもが参加できる各種講座・イベント、ボランティア活動等に関する情報を提供する。	生涯学習課	・情報誌「こどももつくる」の発行 発行部数:年2回発行 各64,500部 配付先:市内の保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育所、小中学校、公共施設等	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・前期号は「親だからこそ難しい感情のコントロール」をテーマにイライラの感情を子どものために変えていくヒントについて、後期号は「みんな悩んでる『こんなときどう接する?』」をテーマに子育てでよくある悩みに向き合うためのヒントについての記事を掲載するとともに、各号の発行時期に合わせて子どもが参加できる各種講座やイベントに関する情報等を掲載したことにより、子どもの健やかな成長のために役立つ情報を発信することができた。 ・子どもの健やかな成長のためには、保護者のニーズを把握し、保護者に寄り添った情報誌を発行する必要がある。 【今後の取組方針】 ・子どもの健やかな成長を促進するため、引き続き、親学に関する記事や子どもの体験と学びに関する情報等を掲載した情報誌を発行する。発行にあたっては、庁内関係課との連携による配付やSNSを活用した周知に取り組むとともに、読者アンケートの結果を踏まえた特集記事の掲載など、紙面の充実を図る。

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

施策の方向3 雇用の場における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

施策		事業番号	方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	R5実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
重点施策	施策の名称							
⑥	女性の活躍に向けた人材育成・就労支援	23	継続	女性のキャリアアップ講座等の実施	女性が自分の個性やスキルを十分に発揮できる社会の実現を図るため、管理職など、雇用の場において、女性自身のキャリア観を育成するための支援を行う。	男女共同参画課	・働く女性のキャリア支援セミナー開催 実施回数:1回 参加人数:17名	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・女性自身のキャリア観を育成するため、「働く女性のキャリア支援セミナー」において、市内で活躍する女性リーダーから、責任ある立場で働くことの魅力やリーダーの役割を学ぶことにより、女性のキャリア形成に向けた意識醸成に資することができた。 【今後の取組方針】 ・引き続き、女性のキャリア形成に向けた意識醸成を図るため、固定的性別役割分担意識やアンコンシャスバイアス解消、女性のキャリアデザイン等に関する各種講座実施していく。
		24	拡充	中小企業における女性活躍促進事業	中小企業において、女性がいきいきと活躍できる環境整備の促進や職場環境改善に向け、他企業の好事例の発信や女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する中小企業に対し社会保険労務士の派遣等の支援を行う。	男女共同参画課	・女性活躍促進に係る企業経営者向けセミナー開催【1回 37社40人】	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・事業者に対しては、セミナーの開催やリーフレットの配布、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に向けた社会保険労務士の出前相談、企業経営者等への啓発・取組促進を行った。 ・今後は、行動計画の策定が努力義務となっている従業員100人以下の企業について、依然として策定している企業が少ない状況であることから、策定を後押しする取組の強化が必要である。 【今後の取組方針】 ・商工会議所などの経済団体等と連携しながら、中小企業における労働環境の整備など女性活躍を促進するため、企業経営者向けセミナーの開催やデジタルリーフレットの作成・配布のほか、市内業種別団体等への出前セミナーや一般事業主行動計画の策定支援に取り組むとともに、新たに助成金を創設し、企業における女性が働きやすい職場環境づくりを促進する。
		25	拡充	中小企業における一般事業主行動計画策定支援	中小企業において、女性活躍の促進や職場環境改善に向け、他企業の好事例の発信や女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する中小企業に対し社会保険労務士の派遣等の支援を行う。	男女共同参画課	・社会保険労務士出前説明会【1回】 ・社会保険労務士出前相談【3回】	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・事業者に対しては、女性活躍や職場環境の改善を促進するため、企業向けセミナーなどの場を活用し、一般事業主行動計画の策定に向けた社会保険労務士の出前相談・出前説明会を実施し、企業経営者等への啓発・取組促進を行った。 ・一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている従業員100人以下の企業について、依然として策定している企業が少なく状況であることから、策定を後押しする取組の強化が必要である。 【今後の取組方針】 ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている従業員100人以下の企業に対し、商工会議所などの経済団体等と連携しながら社会保険労務士の派遣による行動計画策定支援を行うことにより、男女がともに働きやすい職場環境づくりに向けた企業の更なる取組促進を図る。
		26	新規	女性のデジタルスキル習得・就労支援事業	育児や介護等の理由で時間や場所に制約のある女性がテレワークなど柔軟な働き方で就労できるよう、デジタルスキルの習得を支援することで経済的な自立につなげる。	男女共同参画課	参加者数10名(うち就労に結び付いた人数9名)	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・女性デジタル人材の育成については、「女性のデジタルスキル習得・就労支援事業」を新たに実施し、10名中9名が就労につながった。 ・今後は、参加申込者が64名とテレワークによる就労の需要が高く、女性の経済的自立にもつながる取組であることから、更なる人材を育成する必要がある。 【今後の取組方針】 ・令和6年度は定員を令和5年度の10名から20名に増員し、更なる女性デジタル人材の育成に取り組む就労につなげていく。

重点 施策	施策		事業 番号	方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	R5実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
	重点 施策	施策の 名称							
⑥		女性の活躍に向けた人材育成・就労支援	27	新規	移住定住の促進	本市に在住しながら東京圏で就労するなど、多様な働き方の実現に向けた取組を実施し、本市の居住地としての優位性を高めることで、移住や定住の促進を図る。	都市ブランド戦略課	<ul style="list-style-type: none"> ・東京圏で実施した移住セミナーの開催【4回】 ・デジタルマーケティングによる情報発信【YouTube動画広告再生回数478,666回、各種広告による専用ホームページへの誘導数82,389回】 ・みや暮らし体験の参加者数【59組114名】 ・相談窓口等での相談件数【延べ556件】 ・わくわく地方生活実現政策パッケージ【移住支援事業57件】 ・通勤・通学支援申請者数【83人】 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内外での移住セミナー等を通じた情報発信や子育て世代等をターゲットとしたデジタルマーケティング、宇都宮市移住定住相談窓口「miya come」における支援メニューの充実などに取り組み、移住・定住に係る相談件数や相談経由の移住者の増加につなげた。 ・また、市居住者の定住促進に向け、新幹線通勤・通学支援制度を開始し、市ホームページやJR宇都宮駅の新幹線改札でのチラシ配布などの周知を行い、83人の方に補助支援を実施することができた。 ・一方で、ポスト・コロナの時代に突入り、再び、都心回帰の流れが進行するなど、今後、東京圏への転出超過の拡大も懸念されることから、特に東京圏への転出超過が顕著な10代・20代の若年層を対象とした、移住定住につながる戦略的な情報発信や施策・事業の検討・展開が必要である。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットを捉えた戦略的な情報発信に取り組むため、メディアやデジタルマーケティングなどを効果的に活用していく。 ・ふるさと回帰フェアなどの移住セミナーを通じて、本市の優れた住環境や子育て・教育環境などをPRする機会を拡充させていく。 ・また、若者の地方移住促進に係る国の動向を注視しながら、東京圏からの若年層の移住定住促進策を検討していく。
⑦	仕事と子育てや介護等との両立支援		28	継続	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児の保育を行うことにより児童の福祉の増進を図る。	保育課	<ul style="list-style-type: none"> ・実施箇所(民間)一般型実施箇所【34か所】 利用者【延28,477人】 ・幼稚園型実施箇所【27か所】(広域含む) 利用者数【延117,532人】 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】安心して一時預かり事業を利用できる環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設の児童の受入や事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、保護者が安心して一時預かり事業を利用できる環境整備に繋がった。 ・今後も国県の制度変更や各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 <p>【今後の取組方針】ニーズに対応した保育サービスの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、引き続きニーズに対応した保育サービスの充実を図っていく。
			29	継続	教育・保育施設・地域型保育事業による供給体制の確保	教育・保育を必要とするすべての子どもに適切な教育・保育サービスを提供し、待機児解消を図るため、認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業などの事業による供給体制の確保を図る。	保育課	<ul style="list-style-type: none"> ①利用定員弾力化の有効活用→615人/167施設 ②送迎保育ステーション未来の利用者数8人 ③とちぎ保育士・保育所支援センターを活用した市内就労の保育士数41人(うち市内在住31人) ④保育士宿舎借上げ支援事業補助金11法人12施設が利用 ⑤派遣保育士活用事業費補助金8法人が利用(延べ24人の受入枠増) ・教育・保育施設・地域型保育事業入所児童数:11,674人(令和5年10月1日時点) 	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】年間を通した待機児童ゼロの実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、引き続き、既存施設における利用定員の弾力化の積極的な活用を図るとともに、局所的な保育ニーズに対応する送迎保育事業に取り組み、市内の保育需要に対して必要な供給量を確保した。 ・併せて、保育士確保のための事業推進や、事業者に対して助成事業の積極的な利用の働きかけを行い、保育の担い手である保育士の確保に努めたことにより、昨年度に引き続き、「年間を通した待機児童ゼロ実現」を達成した。 ・今後、少子化が急速に進行する中、子どもを安心して生み育てることができる環境を整備していくためには、保護者が安心して子どもを保育所等に預けられるよう、市内全体の保育の質の更なる向上を図っていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針】年間を通した待機児童ゼロ実現の継続的な達成、保育の質の確保に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画最終年度を迎えることから、最新のニーズ調査結果のほか、「こども未来戦略」等の国の動向や本市の人口動態、局所的な需要などを勘案し、R7～R11年度における教育・保育施設への入所や地域子ども・子育て支援事業に係る需要見込みや確保方策を位置付けた「第3期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、誰もが利用したい時に利用したい子育てサービスを利用できる体制を維持していく。 ・また、少子化の進行に伴い、保育政策の重点が「量の拡大」から「質の確保」へ転換していく中、今後は、子どもの発達状況や保育所の利用有無などの世帯状況に関わらず、全ての子育て世帯が質の高い保育サービスを受けることができる体制の更なる充実・強化を図っていく。
			30	継続	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化や通勤時間等に伴う保育需要に対応するために、通常の利用時間以外の時間において保育所等で保育を実施することで、児童の福祉の増進を図る。	保育課	実施施設(民間)【118か所】	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】安心して延長保育事業を利用できる環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設の児童の受入や事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、保護者が安心して延長保育事業を利用できる環境整備に繋がった。 ・今後も国県の制度変更や各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 <p>【今後の取組方針】ニーズに対応した保育サービスの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、引き続きニーズに対応した保育サービスの充実を図っていく。
			31	継続	病児保育事業	病気により集団保育が困難な児童を一時的に施設において保育を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図る。	保育課	<ul style="list-style-type: none"> 実施箇所【6か所】 利用者数【延2,896人】 ・送迎対応実施箇所【4か所】 利用者数【0人】 	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】安心して病児保育を利用できる環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の5類移行により、利用者数はコロナ禍前の水準まで戻ってきている。 ・今後も国県の制度変更や各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針】ニーズに対応した保育サービスの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、引き続きニーズに対応した保育サービスの充実を図っていく。
			32	継続	発達支援児保育の推進	保護者の就労や疾病等により保育を必要とする心身に障がいのある児童を、認定こども園や保育所等において、教育・保育を提供できる体制をつくる。	保育課	発達支援児保育実施園 81 園 受入児童 292人(R6.3月末時点)	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設の児童の受入や職員配置、事業実施などの状況に応じて、「発達支援児保育事業補助金」等の活用により、新たな施設での受け入れが進み、児童の発達状況に応じたきめ細かな保育環境整備の支援に繋がった。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後とも、発達支援児の健全な発達を促すため、教育・保育施設等でのさらなる受入れを促進し、保育サービスを必要とする子育て世帯が安心して利用できるよう、支援の充実に取り組んでいく。 ・また、各施設において発達支援児保育の質の向上に取り組んでいけるよう、引き続き研修の実施に対する支援の充実に取り組んでいく。
			33	新規	送迎保育ステーション事業	保育所等の登園前の朝の時間と降園後の夕方の時間、子どもを一時的に送迎保育ステーションで預かるとともに、保育士が添乗する専用の送迎バスにより、送迎保育ステーションから、在籍する保育所等に送迎することで、保護者の送迎負担の軽減を図る。	保育課	送迎先施設数【13か所】 利用者数8名	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 送迎保育事業の周知において、市の保有する媒体や民間事業者のツールを活用するなど、幅広く広報活動に取り組んだことから、緩やかではあるが利用者の増加に繋がった。(R5.3時点利用者4名) <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後とも、利用者の増加を目指し、送迎保育を必要とする世帯に周知が行き届くように、様々な広報媒体を活用しながら当該事業の充実に取り組んでいく。
			34	新規	宮っこ子育てアプリ	子育て世帯が、日頃から気軽に子育てに関する正しい情報を取得でき、母親だけではなく、父親など子育てに関わる人たちが育児に積極的に協力し合える環境を作るため、スマートフォンで気軽に利用できる宮っこ子育てアプリを配信する。	子ども支援課	アプリのユーザー数(R6.3末) 16,758人	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】子育てに関する情報の発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時やもうすぐ38週子面接時などにアプリの登録を促し、令和4年7月からの運用開始後2年足らずで16,000人を超えるユーザー数となり、令和5年2月から順次開始した予約機能も混乱なく円滑に進めることができた。 ・本市の子育て支援施策や事業に関する情報を効果的に発信するとともに、母子(親子)健康手帳の補完機能として分かりやすく利用しやすいアプリとなるよう、引き続き、情報や機能の充実などアプリ環境の整備に取り組む必要がある。 <p>【今後の取組方針】機能の充実・強化とアプリの有効活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後とも、伴走型相談支援の取組における様々な機会を通して、アプリの登録を促しユーザー数を増やししながら、本市の子育て支援施策や事業に関する情報を効果的に発信するとともに、母子(親子)健康手帳の補完機能として分かりやすく利用しやすいアプリとなるよう、情報や機能の充実などアプリ環境の整備に取り組む。
			35	継続	ファミリーサポートセンター事業	仕事やその他の活動と育児の両立を支援して児童福祉の向上を図るため、協力会員(育児の援助を行うことを希望する者)と依頼会員(育児の援助を受けることを希望する者)が相互に援助しあう、地域に根ざした子育て活動を支援する。	子ども政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーサポートセンター事業会員数:2,696人 依頼会員:1,981人 協力会員:512人 両方会員:203人 活動件数:16,869件 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業開始以来最多となる16,869件(R4:14,706件)の援助活動が実施されるなど、地域における子育て家庭の支援を推進することができた。 ・子育て家庭のニーズの多様化や取り巻く社会環境が変化中、登録会員に対して現状把握のためのニーズ調査を実施した。 ・今後は調査結果を踏まえ、ニーズに即した運用に見直す必要がある。 ・車を利用した送迎の支援が年々増加する中、高齢を理由に送迎支援を敬遠する協力会員が増加していることから、新たな会員を確保する必要がある。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度実施した依頼会員、協力会員への調査結果を踏まえ、対象年齢の拡大や活動報酬の引上げ等の運用見直しに向けて準備を進めていく。 ・引き続き、広報紙・市HPでの周知や依頼会員に対する協力会員への移行の案内等を行うとともに、新規協力会員向け講習会の実施回数を増やすなど、協力会員の更なる確保に向けた取組を強化する。

重点 施策	施策		事業 番号	方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	R5実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
	重点 施策	施策の 名称							
⑦	仕事と子育て や介護等との 両立支援		36	継続	宮っ子ステーション 事業	放課後等における児童の健全育成を図るため、留守家庭児童の生活の場である「子どもの家事業」と体験や交流活動などを行う「放課後子ども教室事業」を一体的に実施し、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを行う。	生涯学習課	・宮っ子ステーション事業 子どもの家の数:67施設(市内67小学校) 放課後子ども教室実施校:56小学校	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・子どもの家については、各子どもの家の適正な管理・運営ができるよう、定期及び随時の訪問調査や指定管理者からの報告等により、適宜運営状況を把握することで、必要な支援・指導を実施した。 ・また、令和5年度末で指定期間が満了する55施設の子どもの家については選定作業を適切に実施するとともに、令和6年度末で指定期間が満了する12施設の子どもの家については、指定管理者選定に向けた施設管理方針を策定し、公募を開始した。 ・全ての子ども家について、持続的で安定した運営ができるよう、利用児童の実態に応じた運営方法を整理する必要がある。 ・放課後子ども教室については、令和5年度は、地域と連携のもと新たに2校での放課後子ども教室の立ち上げを行うとともに、既に実施している学校においても、企業の視点(専門体験)を取り入れながら、様々な活動を通して児童の自主性や社会性の向上に取り組んだ。 ・地域によっては、担い手の不足や高齢化により、事業の企画立案の負担が大きいため、活動アドバイザーリストの活用などにより、負担軽減を推進し、子どもたちの体験の場の更なる充実を図る必要がある。 【今後の取組方針】 ・子どもの家については、今後も、全ての子ども家について、持続的で安定した運営ができるよう、定期及び随時の訪問調査やモニタリングの実施等により運営状況を把握するなど、必要な支援・指導を実施していくとともに利用児童の実態に応じた運営方法を整理する。 ・また、令和6年度末で指定期間が満了する子どもの家について、指定期間の円滑な運営開始に向け、指定管理者の選定事務及び新旧法人間の事務引継ぎの支援を行っていく。 ・放課後子ども教室については、未実施校へ積極的に足を運びながら学校や魅力協、宮っ子ステーション推進委員会等への働きかけを行うとともに、実施校区に対しては、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりの更なる充実に向け、活動アドバイザーリスト等を活用した活動内容の充実への支援を行っていく。
			37	継続	仕事と育児・介護等の 両立に向けた意識 啓発等の実施	仕事と生活が充実し好循環を生み出す環境づくりに向けて、「仕事と育児・介護等の両立」をテーマに周知啓発等を実施する。	男女共同参画課	・インターンシップ事業参加者10社281人	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・これまでの市主催による「キャリア形成講座・女性活躍推進に取り組む経営者等との交流会」などに加え、市内大学と連携し、大学の講義において講座を実施することにより、これまで以上に多くの学生の意識醸成に取り組んだ。 ・当事業を通して、仕事と家庭の両立支援に取り組む本市企業について市内外の学生にPRする必要がある。 【今後の取組方針】 ・「きらり大賞」受賞企業など、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を紹介する特設ウェブページを新たに作成し、当事業を通してPRすることで、他企業への波及に加え、学生の首都圏への転出防止や本市への転入促進につなげる。
			38	新規	仕事と子育て家庭 のインターンシップ 事業	大学生等を対象に、今後の就職活動に向け、早期から仕事と家庭の両立の視点を持ってもらうことで、結婚・出産後も就業継続できるよう、また、両立支援に積極的に取り組む市内企業を知ってもらうことで、首都圏への転出防止や本市への転入に繋げるため、「キャリア形成講座・女性活躍推進に取り組む経営者等との交流会」、「オンラインを活用した仕事と家庭の両立のためのインターンシップ」等を実施する。	男女共同参画課	・インターンシップ事業参加者10社281人	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・これまでの市主催による「キャリア形成講座・女性活躍推進に取り組む経営者等との交流会」などに加え、市内大学と連携し、大学の講義において講座を実施することにより、これまで以上に多くの学生の意識醸成に取り組んだ。 ・当事業を通して、仕事と家庭の両立支援に取り組む本市企業について市内外の学生にPRする必要がある。 【今後の取組方針】 ・「きらり大賞」受賞企業など、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を紹介する特設ウェブページを新たに作成し、当事業を通してPRすることで、他企業への波及に加え、学生の首都圏への転出防止や本市への転入促進につなげる。
			39	継続	結婚活動支援事業	結婚を希望する独身男女が幸せな家庭を築きながら、仕事も責任も分かち合い、共生できる社会を実現するため、結婚活動に有効なセミナーの開催や出会いの機会を創出する交流事業を行う。	都市ブランド戦略課	セミナー・交流会の開催 【7回開催、応募者数:男性632人、女性223人(参加者:男性123人、女性118人)】	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・令和4年度の課題であった、イベント・セミナーにおける女性参加者の獲得に向け、女性が関心の高いテーマを設定するとともに、デジタルマーケティング等を活用した周知を実施した。 ・さらに、カップル成立件数の更なる増加に向け、全国有数の実績を持つ婚活コーディネーターを起用するなど、事業の充実・強化を図った。 ・増活イベント等における応募者数は、令和4年度比約2.2倍となる855名となり。また、マッチングを設けた回では、計38組のカップルが成立するなど、成果が見られた。 ・引き続き、ターゲットに対して効果的・効率的な周知を実施するとともに、参加者数の増加や様々な婚活ニーズに対応した事業の充実・拡大に取り組む必要がある。 【今後の取組方針】 ・特に若い世代の参加を促せるよう、引き続き、デジタルマーケティング等を活用しながら、効果的な周知を行うとともに、前年度の取組結果や参加者アンケートを踏まえ、事業回数の拡大やカップルの成立を目指したイベントを実施するなど、参加者のニーズを捉えた事業内容の充実を図っていく。
			40	継続	介護保険事業	介護サービスを必要とする高齢者やその家族等が、申請手続きや利用できるサービス、サービス提供事業者等への理解を深め、円滑にサービスを利用できるよう、「介護保険の手引き」を作成し、窓口等で配布するほか、これらを活用して出前講座を実施するなど、介護保険制度の周知啓発に取り組む。	高齢福祉課	・「介護保険の手引き」の発行 (配布先:各地区市民センター・出張所、地域包括支援センター、高齢福祉課窓口等) 作成部数:13,000部	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・各配布施設において介護保険の手引きを配布したほか、実際に介護保険の利用が必要な方には、申請方法や利用できるサービス等について情報提供を行ってきたところであり、今後、介護保険事業のさらなる理解促進に向けた周知啓発が必要である。 【今後の取組方針】 ・介護サービスを必要とする高齢者やその家族等が、申請手続きや利用できるサービス、サービス提供事業者等への理解を深め、円滑にサービスを利用できるよう、「介護保険の手引き」を作成し、窓口等で配布するほか、これらを活用して出前講座を実施するなど、介護保険制度の周知啓発に取り組む。
			41	継続	家族介護教室の実 施	要介護高齢者の状態の維持・改善を図り、介護者が安心して介護が続けられるよう、適切な介護知識・技術習得のための講話及び講習や、介護に関する相談窓口の紹介、介護者同士の情報交換等を行う。	高齢福祉課	・家族介護教室の実施 実施会場:42会場 実施回数:54回 参加人数:713人	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・前年度に比べると、実施率や参加者は増加している。また、参加者アンケートでは、「期待した内容が確認できてよかった」、「また参加したい」といった意見が多数あった。満足度では9割以上の参加者が「非常に満足」、「満足」と回答しており、適切な介護知識・技術の習得につながった。 【今後の取組方針】 ・地域の関係機関と更なる連携を図り、対象者を教室参加につなげる。 ・介護者のニーズの把握に努め、介護者の介護技術が向上し、要介護高齢者の状態の維持・改善が図られるよう内容を検討していく。 ・介護者の介護負担の軽減や、虐待防止につながる教室開催とする。
⑧	働きやすい職 場環境整備に 向けた支援		42	継続	男女共同参画推進 事業者表彰(きらり 大賞)の実施	男女がともに参画できる社会づくりの促進を図るため、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者を称え表彰する。	男女共同参画課	・男女共同参画推進事業者表彰 受賞企業者:11事業者 累計受賞企業者数:63事業者	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・「きらり大賞」応募事業者の増加に向けて、市ホームページや広報紙での情報発信に加え、商工会議所や工業団地総合管理協会など経済団体と連携した声かけを行うなど周知の強化に取り組み、例年を上回る11事業者を表彰した。 ・表彰事業者の優れた取組について、より多くの他事業者に波及させていくことが重要であることから、表彰事業者の周知と応募事業者の増加に向けた取組の強化が必要である。 【今後の取組方針】 ・表彰事業者の更なる周知のため、市ホームページに「きらり大賞」受賞事業者など、働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者を紹介する特設ページを作成する。また、特設ページについて、市内大学と連携し、学生の活用を促進するとともに、大手の就活支援サイトに特設ページにリンクするバナー広告を掲載し、優秀な人材の確保など、企業に対するインセンティブを付与することにより、「きらり大賞」応募事業者の増加につなげる。

重点 施策	施策		事業 番号	方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	R5実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
	重点 施策	施策の 名称							
⑧ 働きやすい職 場環境整備に 向けた支援			43	継続	事業所における従業員の健康づくりの促進	事業主や健康管理担当者を対象とした講演会や研修会による啓発により、働く世代の健康づくりに対する意識を高めるとともに、従業員等を対象とした健康に関する講座の開催や健康情報の提供などを実施する。	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に対する健康情報リーフレットの提供【延1,485社】 ・働く人の健康づくり講演会 会場参加者【35名】、動画視聴回数【123回】 ・事業所への専門職の派遣【23回】 ・表彰事業者数【26社】 ・健康づくり事業者表彰オリジナルロゴマークの作成 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職場における健康づくり応援サイト」による情報発信や健康づくり事業者表彰受賞者の取組内容を広く市民に周知するなど、事業所における主体的な取組を支援した。また、地域・職域連携推進協議会と連携し、栄養士や保健師などの専門職を事業所に派遣する出前講座や健康づくり講演会を実施し、これらの実績は前年を上回るなど、職場における健康づくりの推進に寄与した。今後も主体的に健康づくりに取り組む事業所の拡大を図る必要がある。 ・他業種に比べ保健指導等の割合が高い運輸・郵便業において、積極的な支援を行うモデル事業所を選定し、事業所内への健康情報コーナーの設置等の取組を実施した結果、「糖尿病予防・野菜摂取の重要性など」について、約5割の従業員の意識や行動に変化が見られた。今後も、職場における健康づくりの更なる促進に向けて、機運醸成を図るとともに、他の事業所へ波及させる取組を行う必要がある。 ・健康づくり事業者表彰については、表彰事業の魅力を高めるとともに、幅広い業種において応募意欲が高まるよう、新たなインセンティブの一つとして、市内の芸術系専門学校との連携により「健康づくり事業者表彰オリジナルロゴマーク」を作成した。今後とも、職場で健康づくりに取り組む機運の醸成に向けて表彰事業の更なる周知が必要である。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場における健康づくり活動の充実については、引き続き、「職場における健康づくり応援サイト」を活用しながら、事業所に情報を発信するとともに、より一層、地域保健と職域保健の連携を図りながら、令和6年度の第3次健康うつのみや21計画策定の中で、働く世代の健康課題や効果的な取組を検討し推進するなど、主体的に健康づくりに取り組む事業所の拡大を図っていく。 ・主体的に健康づくりに取り組む事業所の拡大を図るため、健康づくり事業者表彰について、引き続き、関係団体の協力を得ながら、新たに制作したロゴマークを含め制度の魅力幅広い業種に周知する。
			44	継続	勤労者向けのWLBの意識啓発の実施	勤労者自身が働き方を見直し、WLBを推進するきっかけとなるよう、勤労者を対象とした意識啓発を実施する。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・男性育休取得促進に係る企業経営者向けセミナー開催【1回 37社49人】 ・男性育休取得促進に係る男性従業員向け啓発講座【3回 延べ50人】 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <p>男性の育休取得促進に向けた、企業経営者及び男性従業員向けに啓発セミナー等の開催やリーフレットの作成・配布に取組んだ。</p> <p>【今後の取組方針】</p> <p>引き続き、男性の育休取得促進に向け、企業経営者や男性従業員向けの啓発セミナー等の開催やパンフレットの作成・配布に取り組む。</p>
			45	継続	WLB実践ガイドブックの配布	市内各事業所におけるWLBの実現に向けた雇用環境の整備やその取組を促すため、WLBの取組に加え、労働法や労働環境改善策に係る知識の普及に繋がる有効な各種情報をまとめたガイドブックを市HPやメールマガジン等において周知する。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックの配布(配信) 配布数:7,600社 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性別に関わらず個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりを促進するため、「ワーク・ライフ・バランス実践企業向けガイドブック」を作成し、県や商工会議所などと連携したメールマガジンによる発信や男性の育児休業取得促進に向けた啓発セミナーやパンフレットの作成・配布に取り組んだ。 ・引き続き、男性の育児休業取得促進など、改正育児・介護休業法や国の方針などを踏まえながら、各種講座等を実施していく必要がある。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業のワーク・ライフ・バランスの具体的な取組を促進するため、法改正や好事例を盛り込んだデジタル版パンフレットの作成・配布や啓発セミナーの開催に取り組むほか、「イクボス宣言」企業など、働きやすい職場づくりに取り組む企業を紹介する特設ウェブページを市ホームページに新たに作成し、学生等にPRすることで他企業への取組の波及を図る。
			46	継続	労働環境啓発ウェブサイトの作成・周知	雇用促進と労働環境の向上を図るため、雇用・労働に関する各種制度や事業、勤労者のための福利厚生制度に関して掲載したウェブサイトを作成し周知啓発を行う。	商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用・労働に関する総合ポータルサイト「雇用・労働応援サイト」の運営開始 ・閲覧数【PV数6,667件】 	<p>【昨年度の評価(成果や課題):特設サイト等を活用した制度等の周知啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用・労働に関する法令や国・県・市等の各種支援制度のほか、社会情勢に応じた「賃上げ支援、適切な価格転嫁」などの必要とされる情報や時勢を捉えた最新情報を発信する総合ポータルサイト「雇用・労働応援サイト」を創設し、雇用・労働に関する制度等を紙配布時より、迅速に周知啓発をすることができた。 ・引き続き、より多くの求職者・勤労者・事業者等へ適切な情報を発信するため、国・県等の動向を把握し、さらに効果的な情報発信に努めていく必要がある。 <p>【今後の取組方針:効果的な情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな制度や関係機関等で実施される就労支援・雇用支援対策等の動向なども注視しながら、サイトを活用した情報発信を積極的に行う。
			47	継続	「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」の認証	企業・市民・行政の協働によるまちづくりのため、CSR(企業の社会的責任)活動に取り組む企業を対象に、「宇都宮まちづくり貢献企業」(認証内容の一つにWLBを設定)を認証する。	商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・CSR認証企業【164社(新規8社・更新65社・未更新4社)】 	<p>【昨年度の評価(成果や課題):企業のCSR活動への支援を着実に推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証企業向けCSRセミナーなどに加え、「じぶん×未来フェア」への優先出展や認証企業のPR動画の放映など、制度の周知・理解促進や人材確保支援の実施を行いながら、企業のCSR活動を広く周知した。 ・認証企業への支援策については、業種を問わず、さらに魅力を感じられる支援内容となるよう検討する必要がある。 <p>【今後の取組方針:継続したCSR活動に対する企業支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度融資や入札加点以外にも事業者の人材確保に向けた支援策など、既存の認証企業及び新規申請企業がより一層魅力を感じられる恩恵を検討していく。 ・親和性の高いSDGsの考え方と本制度の紐づけなどを実施しながら、引き続き「CSR認証制度」を推進していく。
			48	拡充	中小企業における女性活躍促進及び一般事業主行動計画策定支援(再掲)	中小企業における女性活躍の促進や職場環境改善に向け、他企業の好事例の発信や女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定する中小企業に対し社会保険労務士の派遣等の支援を行う。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士出前説明会【1回】 ・社会保険労務士出前相談【3回】 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対しては、女性活躍や職場環境の改善を促進するため、経済団体の会報誌や企業向けセミナーなどの場を活用し、社会保険労務士による出前説明会や出前相談の活用についての周知啓発に取り組んだ。 ・行動計画の策定が努力義務となっている従業員100人以下の企業について、依然として策定している企業が少ない状況であることから、策定を後押しする取組の強化が必要である。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている従業員100人以下の企業に対する社会保険労務士の派遣による行動計画策定支援を行うことにより、男女がともに働きやすい職場環境づくりに向けた企業の更なる取組促進を図る。
			49	継続	多様で柔軟な働き方の推進	勤労者個々人の事情や仕事の内容に応じて、テレワークなど、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、企業に対し、好事例の紹介などを通じた啓発、働きかけを行う。	男女共同参画課 商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> 【男女共同参画課】 WLB実践ガイドブック周知【約7,600社】 【商工振興課】 ・実施回数【2回】 ・参加企業数【のべ47社】 ・参加者数【のべ55名】 ※会場オンラインのハイブリッド開催 	<p>【昨年度の評価(成果や課題):市内企業の人材確保・定着に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性別に関わらず個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりを促進するため、商工会議所など経済団体と連携し、「WLB実践企業向けガイドブック」のメールマガジンによる発信や、男性の育休取得促進に向けた、企業経営者及び男性従業員向けに啓発セミナー等の開催やリーフレットの作成・配布、また、優れた取組を行う事業者を表彰する「きらり大賞」の実施に取り組んだ。 ・今後も企業の取組を促進するため、優れた事業者の取組をより多くの企業に波及させていけるよう効果的に事業を推進していくとともに、男女共に仕事と生活を調和させながら活躍できるよう取り組んでいく必要がある。 ・「インターンシップのルール変更(三省合意)」や「外国人労働の技能実習制度の変更」など、企業の人手不足への対応や多様な人材を確保できる環境整備に関するセミナーを実施し、多くの市内事業者の多様な人材確保や定着の取組を支援できた。 ・引き続き、より効果的なテーマの選定や実施方法の検討するとともに、より多くの企業の参加を促すことで、市内企業の人材確保・定着を促進する必要がある。 <p>【今後の取組方針:雇用情勢を捉えた効果的な事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランスの具体的な取組につなげるため、好事例を盛り込んだデジタル版リーフレットの作成・配布やセミナー開催に取り組むほか、取組を行った事業者を「きらり大賞」につなげるなど事業間の連携を図る。 ・事業所向けセミナーの実施に当たっては、より多くの市内事業者が参加できる開催手法を検討するとともに、企業ニーズの把握に努め、本市の補助制度の活用や、雇用情勢や就労環境の変化への対応など、時勢を捉えたより効果的なテーマを選定することで、多くの市内企業の人材確保・定着を支援する。
			50	継続	労働相談の実施	個別労使紛争の早期かつ円満な解決を図るため、労働に関する諸問題について社会保険労務士等が総合的に相談に応じる相談会を実施する。	商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月2回(原則第2木曜日、第4火曜日) ・実施回数【24回】 ・相談者数【51人】 	<p>【昨年度の評価(成果や課題):労使紛争の早期解決支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤労者・事業主を対象に労働諸問題に関する総合的相談を実施することで、個別労使紛争等の早期解決を支援を行うことができた。 ・労働環境の維持・向上を促進するためには、個別労使紛争等の早期解決に向けた取組が重要であることから、継続して相談機会を提供していく必要がある。 <p>【今後の取組方針:継続的な事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、労務関係の専門家である社会保険労務士による相談事業を実施するとともに、労働関係法令違反が疑われる案件については栃木労働局等へ相談をつなぐなど関係機関等との連携を強化し、個別労使紛争等の早期解決を図る。

施策		事業番号	方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	R5実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
重点施策	施策の名称							
⑧	働きやすい職場環境整備に向けた支援	51	継続	ICT利活用の促進	市内中小企業・小規模事業者などを対象に、ICT導入のメリット等を紹介するセミナーを開催するほか、ICT(ソフトウェア、サービス等)を導入する場合に、その導入にかかる経費の一部を助成するなどICTの活用を促進する。	商工振興課	・補助実績【10件】 ・補助金・助成金自動診断システム利用実績【737回】(R5.9~)	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・小規模事業者が取り組むICT導入経費の一部を10社に助成し、事業者の生産性向上・経営力を強化することができた。 ・国や市の助成金等について、多種多様であり活用できるものが分かりにくいという声なども踏まえて、事業者が活用できる助成金等を把握しやすくなるよう、補助金・助成金自動診断システムを導入し、市内事業者を効果的な補助の活用につなげることができた。 ・これまでの取組やその効果を踏まえ、事業者自らがICT化に取り組めるよう、支援を強化していく必要がある。 【今後の取組方針】 ・引き続き、ICT利活用に係る経費の一部を補助するとともに、補助金・助成金自動診断システムを活用した情報発信を行う。 ・今後は、市内中小企業の自発的なデジタル化を促進するため、従業員のITリテラシー向上に資する支援制度を検討していく。
		52	継続	オフィス企業立地支援補助金	女性や若者の求職者が多い事務的職業の受け皿の確保に向け、事務職を雇用する「オフィス」を新設・増設する企業を対象に、賃借料や改修費、地元雇用促進等に対する支援策の充実を図り、オフィス系企業の誘致を進める。	産業政策課	・補助実績【7社】 ・事前協議件数【4社】	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・関係機関と連携した制度周知などにより、7社(雇用の受け皿となるオフィス企業)に補助金を交付し、11名(うち、女性6名)の雇用創出につながった。 ・更なるオフィス系企業の誘致推進に向け、より実効性の高い制度への見直しを図る必要がある。 【今後の取組方針】 ・都内に設置した宇都宮市東京オフィスを活用しながら、本市の優れたビジネス環境や充実した補助制度を効果的にPRすることで、オフィス企業の更なる立地促進を図る。 ・栃木県が新設したオフィス補助制度を踏まえながら、実効性の高い補助制度となるよう、見直しを検討していく。
⑨	男性の家庭参画の促進	53	継続	男性の家庭参画促進	男性の家庭参画を促進するため、幼い子を持つ父親のみならず、将来、父親となる独身男性も対象に加え、講座等の実施や広報、リーフレットを活用し啓発を行う。	男女共同参画課	・事業者表彰受賞事業者【11社】 ・WLB実践ガイドブック周知【約7,600社】 ・男性育休取得促進に係る企業経営者向けセミナー開催【1回 37社49人】 ・男性育休取得促進に係る男性従業員向け啓発講座【3回 延べ50人】 ・リーフレット作成・配布【7,500枚】 ・市民向け講座開催【3回、参加者数94人】	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・企業に対しては、性別に関わらず個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりを促進するため、商工会議所など経済団体と連携し、「WLB実践企業向けガイドブック」のメールマガジンによる発信や、男性の育休取得促進に向けた、企業経営者及び男性従業員向けに啓発セミナー等の開催やリーフレットの作成・配布、また、優れた取組を行う事業者を表彰する「きらり大賞」の実施に取り組んだ。 ・市民に対しては、女性が仕事と生活を調和させながら、さまざまな場で活躍できるよう支援する各種講座を開催した。 ・今後も企業の取組を促進するため、優れた事業者の取組をより多くの企業に波及させていけるよう効果的に事業を推進していくとともに、男女共に仕事と生活を調和させながら活躍できるよう取り組んでいく必要がある。 【今後の取組方針】 ・企業に対しては、ワークライフバランスの具体的な取組につなげるため、好事例を盛り込んだデジタル版リーフレットの作成・配布やセミナー開催に取り組むほか、取組を行った事業者を「きらり大賞」につなげるなど事業間の連携を図る。 ・市民に対しては、ワークライフバランスの実践に向け、引き続き、各種講座の実施に取り組む。
		54	新規	企業における男性の育児休業取得促進事業	企業経営者や男性従業員等の意識改革や育児休業を取得しやすい職場環境の整備を行い、男性の育児休業取得を促進するため、企業及び男性従業員向けの啓発講座やリーフレットの作成・配布を行う。	男女共同参画課	・男性育休取得促進に係る企業経営者向けセミナー開催【1回 37社49人】 ・男性育休取得促進に係る男性従業員向け啓発講座【3回 延べ50人】 ・リーフレット作成・配布【7,500枚】	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・企業に対しては、性別に関わらず個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりを促進するため、商工会議所など経済団体と連携し、「WLB実践企業向けガイドブック」のメールマガジンによる発信や、男性の育休取得促進に向けた、企業経営者及び男性従業員向けに啓発セミナー等の開催やリーフレットの作成・配布、また、優れた取組を行う事業者を表彰する「きらり大賞」の実施に取り組んだ。 ・市民に対しては、女性が仕事と生活を調和させながら、さまざまな場で活躍できるよう支援する各種講座を開催した。 ・今後も企業の取組を促進するため、優れた事業者の取組をより多くの企業に波及させていけるよう効果的に事業を推進していくとともに、男女共に仕事と生活を調和させながら活躍できるよう取り組んでいく必要がある。 【今後の取組方針】 ・企業に対しては、ワークライフバランスの具体的な取組につなげるため、好事例を盛り込んだデジタル版リーフレットの作成・配布やセミナー開催に取り組むほか、取組を行った事業者を「きらり大賞」につなげるなど事業間の連携を図る。 ・市民に対しては、ワークライフバランスの実践に向け、引き続き、各種講座の実施に取り組む。
		55	継続	ママパパ学級の実施(再掲)	安心して妊娠期を過ごし、安全な出産を迎え、夫婦や家族が協力して子育てできるよう、妊婦とその夫を対象に、保健師・助産師などが講師となって、妊娠・出産・育児についての講話や実習を実施する。	子ども支援課	・ママパパ学級 参加者数:1,514名	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・夫婦で協力した子育て支援の実施 ・母子健康手帳交付時やもうすぐ38週面接時に参加を促し、参加者のほとんどが夫婦で参加するなど、夫婦で協力した子育て支援が図られた。 ・効果的なプログラムとなるよう、受講者にアンケートを実施し、受講者ニーズの一層の把握に努めた。 ・また、受講をためらう夫婦などに対しては、市ホームページに公的機関の動画の掲載について案内し、直接参加していない夫婦に対しても支援することができた。 【今後の取組方針】 ・引き続き、夫の育児参加を促進するとともに、妊娠中から、夫婦での子育てや産後の対応の変化、子どもを迎える準備・育児の心構えなどの知識・技術の理解促進を図り、受講者アンケート等を踏まえ、実施内容の検討を行っていく。

施策の方向4 地域・社会における男女共同参画の推進

施策		事業番号	方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	R5実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
重点施策	施策の名称							
⑩	女性のチャレンジへの支援	56	継続	起業講座の実施や創業相談支援等の情報提供	女性のキャリア形成支援のため、個人それぞれにあった方法で、女性の起業や再就業を支援するとともに、宇都宮ベンチャーズにおける創業相談支援やインキュベーションオフィス・シェアオフィスの入居等の情報提供を行う。	男女共同参画課 産業政策課	【男女共同参画課】 ・プチ起業講座等 実施回数:3回 延べ参加人数:51名 【産業政策課】 創業相談件数:257件(うち、女性の相談件数:127件)	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・出産・育児等により就業を中断した女性のキャリア形成の1つとして、起業や再就職の講座を開催することにより、一人ひとりに合った方法での女性の社会進出を支援し、就労の場における男女共同参画の推進を図ることができた。 ・起業家支援施設内に、中小企業診断士や専門知識を有する起業家などが会社設立時の手続き方法や資金面など、創業に関する様々な課題に対し、きめ細かに対応する体制を整備したことで相談件数が過去最高の257件となり、そのうち女性相談者は約半数を占め、幅広い年代で相談に訪れる女性が増加した。 【今後の取組方針】 ・参加者のアンケート結果を踏まえ、講師とも連携し、内容や構成に反映させながら、講座を企画・実施していく。 ・女性が起業する理由や分野、世代が多様化していることから、より創業支援機関と連携を強化し、各機関が実施するセミナー等の情報について、SNSやHP等のツールを効果的に活用しながら周知に努める。
		57	継続	就職マッチング事業	市内在住または市内への再就職を希望する求職者の早期就職を促進するため、「求人企業合同説明会」を実施する。	商工振興課	・実施回数【1回】 ・参加企業数【15社】 ・参加者数【8名】	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・市事業と連携した「求人企業合同説明会」の実施 ・宇都宮新卒応援ハローワークとの共催による、東京圏の新卒者と求人企業のマッチングの機会創出に特化した求人企業合同説明会を実施し、東京圏の学生に市内企業を就職先のひとつとして選択してもらえるよう、魅力を発信するなど、効果的に実施することができた。 ・引き続き、求職者と求人企業のニーズを有機的に結びつけるため、より効果的なマッチング機会の創出・支援を図り、早期就職を支援する必要がある。 【今後の取組方針】 ・効果的なマッチング機会の提供 ・求職者や企業のニーズを有機的に結びつけた市独自のマッチング事業を実施し、求職者の早期就職を支援する。また、庁内関係課や民間企業等と連携し、時勢を捉えた人材のマッチング機会を創出するとともに、求職者の就職を支援できる事業を検討していく。

重点 施策	施策 名称	事業 番号	方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	R5実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
⑩	女性のチャレンジへの支援	58	継続	自立支援給付金事業	ひとり親の主体的な能力開発の支援及び就業に有利な資格取得を容易にするため、教育訓練対象講座費用の一部助成や修業中の生活費の負担軽減のための給付等を行う。	子ども政策課	・自立支援教育訓練給付金受給者【14人】 ・高等職業訓練促進給付金受給者【24人】	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・ひとり親に対し、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給し、就労支援と経済的負担の軽減を図ることができた。 ・就労に必要な資格の習得や資格取得による労働収入の増加に意欲のあるひとり親に対し積極的な制度周知を行い、更なる利用の促進に取り組む必要がある。 【今後の取組方針:制度改正への対応と積極的な周知】 ・国において、所得要件の撤廃など対象者要件が見直されることから、制度改正に確実に対応するとともに、児童扶養手当現況届や自立支援員による窓口相談などの機会を活用し、積極的な制度の案内・周知に取り組んでいく。
		59	拡充	学び直しの支援	スキルアップや再就職等に必要となる社会性を高めるため、必要とする専門知識・技術を学べる機会、職業訓練等へつなぐ取組を実施する。	生涯学習課	・社会人の学び直しに係る学習機会の拡充 ・市ホームページにおける学び直しの情報掲載 HP掲載(リンク先の掲載) 広報紙 2回 <掲載内容> 中学校卒業程度認定試験 高校卒業程度認定試験 大学の公開講座 就職(再就職)につながる講習 など	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・スキルアップや就職等につながる専門的な学習機会の提供について企業・大学等と連携し、様々な学習情報を収集し、学び直しについて広報紙や市ホームページ上で情報発信に努めた。 ・ライフステージの変化(結婚、出産、育児、介護、病気、退職など)に応じた学び直しなど、幅広い情報収集に努め、更なる情報発信に取り組む必要がある。 【今後の取組方針】 今後も、学び直しに資する情報の収集や発信を継続するとともに、情報を求めて市ホームページ等を訪れた市民に対し、官庁諸機関、専門機関、大学、各種団体が提供する学び直しに関する情報をカテゴリー別に表記するなどページの構成を工夫し、効果的な情報発信に取り組む。
		60	新規	移住定住の促進(再掲)	本市に在住しながら東京圏で就労するなど、多様な働き方の実現に向けた取組を実施し、本市の居住地としての優位性を高めることで、移住や定住の促進を図る。	都市ブランド戦略課	・東京圏で実施した移住セミナーの開催【4回】 ・デジタルマーケティングによる情報発信【YouTube動画広告再生回数478,666回、各種広告による専用ホームページへの誘導数82,389回】 ・みや暮らし体験の参加者数【59組114名】 ・相談窓口等での相談件数【延べ556件】 ・わくわく地方生活実現政策パッケージ【移住支援事業57件】 ・通勤・通学支援申請者数【83人】	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・市内外での移住セミナー等を通じた情報発信や子育て世代等をターゲットとしたデジタルマーケティング、宇都宮市移住定住相談窓口「miya come」における支援メニューの充実などに取り組み、移住・定住に係る相談件数や相談経由の移住者の増加につなげた。 ・また、市居住者の定住促進に向け、新幹線通勤・通学支援制度を開始し、市ホームページやJR宇都宮駅の新幹線改札でのチラシ配布などの周知を行い、83人の方に補助支援を実施することができた。 ・一方で、ポスト・コロナの時代に突入り、再び、都心回帰の流れが進行するなど、今後、東京圏への転出超過の拡大も懸念されることから、特に東京圏への転出超過が顕著な10代・20代の若年層を対象とした、移住定住につながる戦略的な情報発信や施策・事業の検討・展開が必要である。 【今後の取組方針】 ・ターゲットを捉えた戦略的な情報発信に取り組むため、メディアやデジタルマーケティングなどを効果的に活用していく。 ・ふるさと回帰フェアなどの移住セミナーを通じて、本市の優れた住環境や子育て・教育環境などをPRする機会を拡充させていく。 ・また、若者の地方移住促進に係る国の動向を注視しながら、東京圏からの若年層の移住定住促進策を検討していく。
⑪	地域における男女共同参画の推進	61	継続	市民企画講座の実施(再掲)	男女共同参画推進団体として活動する団体と講座の運営を協働で行うことにより、団体活動を促進し支援する。	男女共同参画課	・市民企画講座 実施回数:9回 延べ参加人数:390名	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・男女共同参画推進団体として活動する団体と講座の運営を協働で行うことにより、団体活動を促進し、支援することができた。 【今後の取組方針】 引き続き、市民の参画を促進し、協働して、多様な人材の力を活かす事業の展開を図るため、市民から男女共同参画に資する講座を広く募集し、実施のための支援をしていく。
		62	継続	地域における女性リーダー育成	男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるよう、地域や団体等で活躍する女性リーダーを育成するため、講座や交流会等を実施する。	男女共同参画課	・地域活動における女性の参画推進セミナー 実施回数:1回 参加人数:29名	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・男女がともに、政策や方針などの意思決定の場に参画できるよう、地域や団体等で活躍する女性リーダーを育成するため、地域社会の課題を解決するには、男女双方の視点が必要であることについて学ばほか、実際に地域で活動している女性の取組紹介や、参加者同士の交流会の講座を実施することにより、女性活躍の推進を図ることができた。 【今後の取組方針】 引き続き、男女がともに、政策や方針などの意思決定の場に参画できるよう、地域や団体等で活躍する女性リーダーを育成するための講座を実施する。
		63	継続	防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進	「宇都宮市地域防災計画」に基づき、女性や要配慮者等の多様な視点に配慮した避難所運営ができるよう、平常時より地域と行政との連携体制を構築するとともに、男女共同参画の視点からの啓発等を実施し、その視点の重要性について啓発する。	危機管理課 男女共同参画課	・「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン」の周知 ・防災出前講座 実施回数:27回 参加者数:3,976名	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・災害時の女性や要配慮者等の視点の踏まえた避難所運営を定めた「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン」について、引き続き、庁内外に周知するとともに、さらに理解を深めていくため、継続的な取組が必要である。 【今後の取組方針】 引き続き、「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン」に基づく職員研修を実施するとともに、防災訓練や出前講座などの機会を活用し、自主防災組織等に対する周知・啓発を行い、女性や要配慮者等に配慮した避難所運営に係る知識の向上を図る。
		64	継続	まちづくり活動応援事業	まちづくり活動への女性参加者の増加や活発化を図るため、まちづくり活動応援事業により、活動参加の「きっかけづくり」や「励み」を創出する。	みんなでまちづくり課	・活動者登録数(累計) 【2,871人】(+475人) ・実施団体登録数(累計) 【253団体】(+28団体) ・活動数(単年度) 【2,384回】(+788回) ・参加人数(単年度) 【6,683人】(+1,648人)	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・市内全域で本事業がより一層活用されるよう、地域行政機関職員による「まち活応援隊」を中心に「1地区1モデル事業」の創出に取り組んだほか、事業説明会の開催や事業PR動画の周作成・活用などのPR強化、更にはアプリの操作性向上に向けた改修などを実施した結果、活動者等の登録の増加や活動機会の創出につながった。 ・まちづくりセンターと連携した周知強化に加え、アプリの操作性を改善や相談支援の充実などの参加促進のための仕組みづくりに取り組む必要がある。 【今後の取組方針】 活動者の「励み」や実施団体の「活力向上」につながるよう、引き続き、「まち活応援隊」やまちづくりセンターと連携しながら、活動事例集や事業PR動画等を活用し、活動団体等に対する事業の理解促進、参加促進に向けた効果的な方策を検討し、実施していく。
		65	継続	親学出前講座の充実(再掲)	保護者の家庭教育に対する意識の高揚を図り、もって家庭教育の教育力の向上を図ることを目的として、学校や保育園、幼稚園、サークル等からの要請により、保護者の集まる機会に、職員等が親学に関する講座を実施する。	生涯学習課	・親学出前講座の実施 実施回数:85回 参加者数:延べ3,285人	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・親学出前講座について、情報誌やSNSを活用した周知や、保護者会や就学時健康診断などの機会を生かした講座の実施に取り組み、家庭教育支援の充実が図られた。 ・親学出前講座の利用促進を図るためには、実施時間や講座内容などが申込者の要望に沿ったものとなるよう、講座の充実を図る必要がある。 【今後の取組方針】 ・家庭の教育力の向上に向け、引き続き、家庭教育支援活動者や企業等との連携を図るとともに、受講者の反応や受講者アンケートの結果を踏まえ、講座内容の充実を図る。
		66	拡充	生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施(再掲)	各地域における生涯学習活動において、各世代が男女共同参画についても学ぶ機会を増やすため、生涯学習センターと男女共同参画推進センターの共催による講座の実施や男女共同参画推進センターが講座プログラムを提供する。	男女共同参画課 生涯学習課	・人材かがやきセンターと共催講座の実施【講座数 1講座、延参加者数 33人】 ・図書館と共催講座の実施【講座数 1講座、参加者数 13人】 ・生涯学習センターにおける男女共同参画推進講座の実施 講座数:4講座 実施回数:13回 延べ参加者数240名	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・男女共同参画推進センターでは、人材かがやきセンターと「アフターコロナはコミュカで！」を、中央図書館と「おうち性教育講座」をそれぞれ共催で実施した。 ・生涯学習センターでは、働き世帯向けをターゲットとし、父親も参加しやすくするために開催曜日を工夫するなど、夫婦ともに主体的に子育てに取組む内容の講座を開催した。 ・また、女性の地域参加の促進を目的とした講座を開催し、健康増進や趣味教養等の学びに着手するきっかけを育み、参加者同士の交流を通じて、地域における自己実現のネットワーク強化を支援した。 ・休日開催を行うことで参加者から好評を得たことから、休日開催の拡大を検討する必要がある。 【今後の取組方針】 ・生涯学習センターと男女共同参画センターが連携を図りながら、男女が社会の対等な構成員として、互いに協力し合い、あらゆる分野に平等に参画し、責任と豊かさを共に分かち合える男女共同参画社会の理念を普及するための講座を開催していくとともに、講座の休日開催等を通じて、男性が主体的に育児に取組むことの重要性理解や、育児参加へのきっかけづくりを目指す。

重点 施策	施策		事業 番号	方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	R5実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
	重点 施策	施策の 名称							
⑪	地域における 男女共同参画 の推進		67	拡充	栃木県男女共同参画地域推進員との協働	地域や様々な分野における男女共同参画を推進するため、それぞれの専門分野を持った栃木県男女共同参画地域推進員と協働し、講座の運営や啓発活動などを実施する。	男女共同参画課	推進員への情報提供 年5回	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・推進員に対し、アコール主催講座や市民企画講座、10月に実施した男女共同参画推進フォーラムの周知を行い、推進員をとした周知と参加者募集を実施するなど、推進員と協働して啓発活動を行うことができた。 【今後の取組方針】 ・今後は、地域や様々な分野における男女共同参画を推進するため、推進員と協働し、意見交換等を行いながら、講座の運営や啓発活動を実施する。
			68	新規	女性や女性団体の活躍に向けた支援	女性や女性団体の活躍を促進するため、まちづくりに関する補助金を活用した取組事例を蓄積し、全市域への普及拡大を図る。	みんなでまちづくり課 男女共同参画課	・男女共同参画情報誌「ばーとなーしゅぶ」において、様々な分野で挑戦している女性を紹介 実施回数:年1回 発行部数:3,000部 まちづくりに関する補助金の活用 ・地域への説明回数 1回 ・女性活躍促進に係る事業数 0件	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・「魅力ある自治会づくり支援事業補助金」の対象要件において、「女性活躍促進」に係る事業を追加した。 ・地域で活躍する女性へのインタビューを掲載した「ばーとなーしゅぶ」や、市が支援する女性団体の会報について、市有施設で配布するなど、地域で活躍する女性や女性団体の取組について、市民に対する周知を図った。 【今後の取組方針】 ・各地域における男女共同参画に向けた取組の集積を行い、事例集の作成を行う。 ・女性や女性団体の活躍促進を目的とした「魅力ある自治会づくり支援事業補助金」の活用に向け、作成する事例集を用いたより効果的な全市域への周知啓発を行う。 ・引き続き、「ばーとなーしゅぶ」や会報の配布などにより、地域で活躍する女性や女性団体の活動を周知していく。
			69	継続	家族経営協定締結促進事業	農業における労働・生活環境の改善と女性の社会的地位の向上を目指し、家族経営協定の推進会議、各戸訪問等に関係機関との連携により実施し、家族経営協定の締結の浸透を図る。	農業委員会事務局	・家族経営協定締結促進事業 各戸訪問件数:100戸 協定締結件数(新規・見直し):16件 ※新規累積件数:431件	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・各推進機関が広報活動による制度周知や対象農家への戸別訪問など積極的な働きかけを行い、締結目標数を達成している。 【今後の取組方針】 ・制度のリーフレットを活用しながら周知に努め、各推進機関との連携により対象農家への働きかけを強化する。

施策の方向5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

重点 施策	施策		事業 番号	方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	R5実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
	重点 施策	施策の 名称							
⑫	市の政策・方針決定過程における女性の登用促進		70	拡充	審議会・委員会等への女性登用促進	審議会や委員会等における女性委員の割合を高め、男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるようにするため、男女共同参画推進センター等において公募委員の募集情報を積極的に周知するほか、女性登用促進のための庁内関係各課に働きかけを強化する。	行政経営課 男女共同参画課	・庁内への審議会・委員会等における周知啓発 実施回数:1回 ・公募委員の周知 周知回数:8回	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・毎年度末審議会等の実態調査を実施し、審議会における女性の登用率を把握するとともに、女性登用の働きかけとして、附属機関等を新設する際に所管課に対して通知する意見書において「女性の選任(40%以上を目標)に努めること。」と伝え、意識付けを行っている。 ・本市の審議会や委員会等における女性委員の割合を高め、男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるようにするため、庁内各課に対し女性委員登用促進の働きかけを強化する必要がある。 【今後の取組方針】 ・本市の審議会等における女性委員の登用促進に向け、各審議会・委員会等の改選時期に併せ庁内各課に対しヒアリングを実施するとともに、男女共同参画推進リーダーを庁内全部局に設置し、全庁的に審議会等における女性委員の登用促進に取り組む。
			71	新規	女性人材バンクの設置・活用	女性が積極的に政策・方針決定過程の場に参画できるよう、「女性人材バンク」を設置し、各種審議会等における女性委員の登用を促進する。	男女共同参画課	※女性人材バンク設置に向け検討	【昨年度の評価(成果や課題)】 女性人材バンクの設置に向け他市事例等を収集し、設置に向け検討を行った。 【今後の取組方針】 本市の審議会等における女性登用の促進に向け、様々な分野で活躍する女性の情報を登録する「女性人材バンク」を設置し、庁内各課に情報の提供を行うことで、市の政策策及び方針決定過程への女性の参画を推進する。
			72	継続	本市職員へのキャリア・アップ研修の実施	主任昇任者を対象とし、キャリア意識の醸成のほか、職場内や後輩職員の育成に係るリーダーシップの取り方やマネジメントの基礎知識など、今後を見据え、管理監督職に求められるスキルの早期習得を図るため、キャリア・アップ研修を実施する。	人事課	・キャリア・アップ研修実施 対象:主任昇任者(男性職員含む) 実施回数:1回 参加人数:88名 ・子育て応援キャリア支援セミナー実施 対象:育児休業中または育児休業から復職した女性職員、子どもの出生時における特別休暇を初めて取得した男性職員 実施回数:2回 参加人数:53名 ・国際文化アカデミー「女性リーダーのためのマネジメント研修」への派遣実施 対象:係長級・総括級女性職員 実施回数:1回 派遣人数:2名 ・自治大学校への派遣実施 対象:総括級女性職員 実施回数:1回 派遣人数:1名	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・将来のリーダーの育成に資するよう、男性職員も含め、キャリア複線化前の主任級を対象とし、キャリア・アップ研修を実施した。 ・互いにサポートし合う意識や多様な働き方を認め合う職場づくりをし、仕事と生活の両立を図り、女性職員の更なる活躍につなげるため、育児休業中または育児休業から復職した女性職員と子どもの出生時における特別休暇を初めて取得した男性職員を対象とし、子育て応援キャリア支援セミナーを実施した。 ・外部機関(国際文化アカデミー、自治大学校)が主催する研修へ女性職員の派遣を実施した。 ・職場内や後輩職員の育成に係るリーダーシップの取り方やマネジメントの基礎知識など、管理監督職に求められるスキルを早期から学び、キャリア意識を醸成できるように、研修内容を一層効果的なものとしていく必要がある。 【今後の取組方針】 ・今後、より効果的な派遣先の選定や研修内容の見直しなどを行いながら、意識改革の働きかけやキャリア形成等の支援をより一層推進していく。
⑬	自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進		73	継続	管理職・役員等への女性登用促進に向けた啓発	管理職や役員等、意思決定の場における女性の参画を促進するため、男女が共に参画することの意義や重要性などを分かりやすく示した資料(パンフレット等)を作成・配布し、企業や地域に周知・啓発する。	男女共同参画課	・女性活躍促進に係る企業経営者向けセミナー開催(1回 37社40人) ・リーフレット作成・配布【5,000枚】	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・事業者に対しては、管理職や役員等、意思決定の場における女性の参画を促進するため、セミナーの開催やリーフレットの配布、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に向けた社会保険労務士の出前相談、企業経営者等への啓発・取組促進に努めた。 【今後の取組方針】 ・引き続き、企業向けセミナー等を開催し、女性の意思決定の場への参画を促進させる。

基本目標Ⅲ 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり

施策の方向6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

重点 施策	施策の 名称	事業 番号	方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	R5実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
⑭ 配偶者等からの暴力対策の推進とDV被害者等への支援の充実		74	継続	DVの防止・理解促進に向けた啓発の充実	社会全体にDVについての理解を深めるため、DVについての理解が深い地域ボランティアと連携するほか、民生委員・児童委員等への啓発を実施するなど、市民協働により、広く市民への啓発に取り組む。	男女共同参画課	・DV防止啓発出前講座(つながりサポート女性支援事業人材育成出前講座) 実施回数:5回 参加人数:120名	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・「つながりサポート女性支援事業」と連携し、専門家によるDVの知識や被害者への対応について学ぶ講座を開催することにより、DVに関する正しい情報を発信することができた。 【今後の取組方針】 ・引き続き、市民の身近な相談機関であるNPO団体などに、DV防止啓発や相談窓口の周知を行うことにより、早期の相談につなげていく。
		75	拡充	若年層からの意識啓発の充実	DVやデートDVを未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が効果的であることから、中学校・高校・大学等と連携し、より多くの学校等で生徒や保護者等に参加型デートDV防止出前講座やデジタルを活用した啓発などを実施するとともに、デートDV防止啓発パンフレットを全中学校へ配付する。	男女共同参画課	・講座開催:8回、参加者数:753人 ・中学生向けデートDV防止ハンドブックの配布:5,000部	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・DV未然防止のためのデートDV出前講座については、教育委員会主催の養護教諭・人権主任者向け研修において、事業を周知したことにより、出前講座の実施につなげるとともに、生徒等の理解がより深められるよう、漫画や事例紹介を盛り込んだ講座とすることにより、若年層への意識啓発を図ることができた。 ・DVを未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が効果的であることから、より多くの学校等で継続的に啓発機会を設けられるよう検討する必要がある。 【今後の取組方針】 ・デートDVなど若年層への意識啓発については、デートDV出前講座において、多くの学校等で啓発機会を設けられるよう、養護教諭等に対し、開催校の実施状況の共有を図り、開催校の拡大を図るとともに、講座に事例共有やワークショップを取り入れるなど、生徒等の理解がより深められるよう、効果的な手法について引き続き検討する。
		76	拡充	相談窓口の周知の強化	被害者や市民に対し相談窓口を広く周知するため、医療機関や公共施設などにおいて、リーフレットの配布やステッカーの貼付を行うほか、被害者が日常生活で関わる機会を効果的にとらえた周知を行い、様々な手法を用い、広報活動を行う。	男女共同参画課	・広報紙による相談窓口の周知 12回 ・出張相談会(つながりサポート女性支援事業)	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・「つながりサポート女性支援事業」において相談事業やNPO等協力団体など関係機関との連携・協力などに取り組むことにより、被害者が抱える個々の事案に応じた相談支援につなげることができた。 ・令和3年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」において、DVの相談窓口を知っている割合が48%と、窓口の認知度が低いことから、より一層、相談窓口の周知強化に取り組む必要がある。 【今後の取組方針】 ・DV被害者の早期発見につなげるため、アウトリーチによる出張相談会や居場所づくり事業など「つながりサポート女性支援事業」による相談窓口周知の強化や出張相談会を実施する。
		77	継続	配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	相談員の専門性の向上のため、被害者が抱えている個々の事案に応じて、適切な対応が取れるよう、相談員に対する研修の充実を図る。相談の場においては、被害者の相談内容や状況に応じて、今後必要となる各種行政手続や自立支援事業の内容について教示するとともに、関係部署・関係機関等との一層の連携を図りながら、相談への支援を行う。また、被害者の状況に応じて、カウンセリングや法律相談を実施する。	男女共同参画課	・女性相談員研修の実施・受講 内部研修 9回、外部研修 26回 ・カウンセリングの実施 回数 9回、相談者数 19人 ・法律相談の実施 回数 24回、相談者数 86人	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・女性新法の施行や相談内容が多様化・複雑化していることから、相談に迅速かつ適切な対応ができるよう、連携会議の開催や民間支援団体を講師とした庁内研修の実施により、庁内外の関係機関との連携の強化や業務への理解を深め、適切な相談支援につなげることができた。 【今後の取組方針】 ・相談員の外部研修への積極的な参加を促すとともに、内部研修を実施し、相談員の資質の一層の向上に努める。また、関係機関とより一層の連携強化を図っていく。
		78	継続	一時保護における関係機関との連携	警察やとちぎ男女共同参画センターと連携し、被害者とその子どもの緊急時の安全を確保する。市配偶者暴力相談支援センターの相談員が一時保護者に一時保護施設への同行、助言等を行い、柔軟かつ速やかな一時保護につなげる。また、民間支援団体の運営助成を行うことで、被害者の個々の状況に応じた一時保護につなげる。	男女共同参画課	・一時保護件数 9件 ・被害者を民間シェルターで保護した延べ日数【168日】	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・緊急性のある一時保護に迅速に対応することができた。 ・配偶者等の暴力から逃れてきたDV被害者及び同伴家族の安全を確保するため、民間シェルターを活用することで、DV被害者の安全確保につながった。 【今後の取組方針】 ・引き続き、一時保護を円滑に進めるため、日ごろから保護所や警察との常用共有等を行いながら連携を図っていく。 ・緊急性・危険性の高い案件については、速やかに警察への協力要請を行うなど、DV被害者の安全性の確保を図っていく。 ・DV被害者とその同伴家族の安全確保や早期の生活再建・自立には、民間によるシェルターやステップハウス、自助グループ事業の活用が有効であることから、補助金による支援を継続する。
		79	継続	保護命令制度の利用	被害者からの相談を受けた場合、保護命令制度を教示するほか、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、裁判所に対して保護命令に係る書面提出を行うなど、保護命令制度の円滑な利用を図る。	男女共同参画課	・保護命令書面回答 4件	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・保護命令に係る書面の提出に迅速に対応できた。 【今後の取組方針】 ・保護命令が想定される相談者には、書面回答を行うことを念頭に置き、相談者に適切な情報提供を行い、制度の円滑な利用を行うことができるよう努める。
		80	継続	被害者の自立に向けた各種生活支援の充実	被害者の状況に応じた支援を行い、早期自立につなげるため、関係機関や民間支援団体、関係部署と情報共有・連携を図りながら、住宅確保や就労準備に向けた支援、行政手続等における助言・同行支援などを実施する。	男女共同参画課 市民課 生活福祉第1・2課 保険年金課 子ども支援課 住宅政策課	【男女共同参画課】 ・虐待・DV対策連携会議 開催回数:1回 【生活福祉第1・2課】 ・DV被害者の生活保護開始件数(20世帯) 内訳:母子生活支援寮わかさ入所開始(4世帯) ・居宅開始(16世帯) ・就労支援事業の支援対象者(3人)※全員が就労開始	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・虐待・DV防止対策の推進に向け、庁内外の関係機関・関係団体等の活動状況を共有し、虐待・DVの未然防止・早期発見に向けた関係機関等との連携強化を図ることができた。 ・困難女性支援法第15条第1項の規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うための「支援調整会議」の設置を検討する必要がある。 ・入所予定の一時保護施設(母子生活支援寮わかさ)や女性相談所、警察等関係機関や民間支援団体と連携し情報を共有したうえで、被害者の状況に応じ、就労や自立に向けた生活保護による支援を行うことができた。 【今後の取組方針】 ・虐待・DVの関係機関、関係団体等が一堂に会する会議を通して、関係機関等の相互の連携や情報の共有に取り組んでいく。 ・困難な問題を抱える女性に対し、多機関連携による支援がより適切かつ円滑に行えるよう、困難女性支援法に位置付けられた「支援調整会議」について、虐待・DV対策連携会議など既存の会議を活用しながら設置する。 ・今後も被害者の状況に寄り添いながら、自立に向け、生活保護による支援を行っていく。
		81	拡充	被害者の心のケアの充実	多くの被害者は、精神的にも身体的にも大きなダメージを受けており、民間支援団体と連携しながら、心と体の健康回復に向け、被害者に寄り添ったカウンセラーによる心理ケアや弁護士などによる専門相談を行う。また、民間支援団体で行っている自助グループ活動等への支援を通して、被害者の心のケアを図るとともに、地域保健活動においても、相談など母子への健康支援を実施する。	男女共同参画課 子ども支援課	【男女共同参画課】 ・自立支援事業開催【58回】、参加者数【182人】 【弁護士等による専門相談会の実施 4回 ・自助グループの開催日数【24日】 【子ども支援課】 ・子ども家庭センター相談窓口(東・西・南・北・中央の各拠点)、保健センター及び子ども支援課(子ども総合相談)において年間を通して健康相談を実施	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・DV被害者に対し、民間団体と連携し、心身回復や就労準備に向けた各種講座や相談会などを実施することにより、心身回復や早期自立を促すことができた。 ・今後は、発見・相談から心身の回復、自立の援助までを一体的に切れ目なく支援していく必要がある。 ・令和4年度から「保健センター」に母子保健コーディネーターを配置し、土・日にも健康相談を実施してきた。 ・引き続き、妊娠・出産・育児など様々な健康問題や悩みに対する解決の手助けとなるよう、身近な相談窓口として、健康相談を実施していく必要がある。 【今後の取組方針】 ・DV被害者の支援については、「つながりサポート女性支援事業」の一部受託者であり、DV被害の特性を熟知し、自立支援に関するノウハウを有する団体とこれまで以上に連携を図り、事業を一体的に実施することにより、発見・相談から自立の援助まで切れ目のない支援を行う。 ・今後も、相談窓口の周知徹底を図るとともに、健康相談や個々の状況に応じたきめ細かな相談支援を継続的に実施していく。

重点 施策	施策		事業 番号	方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	R5実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
	重点 施策	施策の 名称							
⑭	配偶者等からの暴力対策の推進とDV被害者等への支援の充実		82	拡充	被害者の子どもへの支援の充実	被害者の子どもが、心身の健康を取り戻し、安定した日常生活や学校生活などが送れるよう、子どもの個々の状況を踏まえた心のケアや、大人との安心・安全な関係の中で、子ども自身が心の安定を取り戻すための支援事業を実施する。また、就学における配慮をするほか、保育所の優先入所にも配慮する。	男女共同参画課 保育課 学校管理課	【男女共同参画課】 ・来所相談証明書(保育園入所・就学関係) 発行件数:5件 ・DV被害者自立支援事業 子どもの参加人数:11 【学校管理課】 DV被害による区域外就学許可人数 ・小学生 8人 ・中学生 0人	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・DV被害者の子どもの多くが面前DVを受けていることから、子どもの個々の状況を踏まえたカウンセラーによる心理ケアの実施や、子どもの支援を所管する関係機関と連携することができた。 ・被害者の子どもが安全かつ安心して就学できるよう、保護者(被害者)・教育委員会・学校・関係機関と連携し、個人情報の取扱いに配慮した転入学の手続きを行うことができた。 【今後の取組方針】 ・庁内関係課と連携し、DV被害者の子どもに対し、必要な支援を迅速に行う。 ・面前DVなどを経験した子どもが、心身の健康を取り戻し、安定した日常生活や学校生活などが送れるよう、民間団体と連携したカウンセラーによる心理ケアを実施する。 ・保護者(被害者)によって状況が様々であるため、相談・申請があった場合にはできる限り情報収集を行い、教育委員会・学校・関係機関と連携して、速やかに転入学の手続きができるよう努めていく。また、2次被害を防止するために情報管理の徹底に努めていく。
			83	拡充	民間支援団体との連携による自立支援事業の充実	一時保護などの危機的状況を脱した被害者とその子どもを対象に、自立に向けた各種講座や相談会などのほか、心理ケアを充実させ、民間支援団体との連携により協働で取り組み、実施に当たっては、被害者のニーズを反映した内容にするなど、充実した事業を展開する。	男女共同参画課	・自立支援事業開催【58回】、参加者数【182人】	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・自立支援事業においては、DV被害者とその子に対して、民間団体と連携し、心身回復や就労準備に向けた各種講座や相談会などを実施することにより、心身回復や早期自立を促すことができた。 ・今後は、発見・相談から心身の回復、自立の援助までを一体的に切れ目なく支援していく必要がある。 【今後の取組方針】 ・また、DV被害者の支援については、「つながりサポート女性支援事業」の一部受託者であり、DV被害の特性を熟知し、自立支援に関するノウハウを有する団体とこれまで以上に連携を図り、事業を一体的に実施することにより、発見・相談から自立の援助まで切れ目のない支援を行う。
			84	新規	宮っこの居場所づくり事業	子どもが気軽に立ち寄り、かつ自由に集まることができる場を提供するとともに、支援が必要な子育て家庭を早期に把握し、個々の状況に応じた支援を行うため、家庭でも学校でもない子どもにとって身近な地域において、宮っこの居場所の提供を行う。	子ども政策課	宮っこの居場所の登録数(小学校区数):28小学校区	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・より身近な地域における利用しやすい居場所の設置を促進するため、市民や団体等向けに居場所づくり事業の周知を行ったほか、開設準備講座の開催や開設・運営に係る経費の一部支援を実施した。また、新たに作成した「宮っこの居場所づくりスタートブック」を活用し、居場所を始める前に確認するポイントや必要な準備、開設や運営に対する支援などを紹介した。 ・身近な地域において、子どもが気軽に居場所を利用できるよう、さらなる設置数の拡大を図る必要がある。また、既存の居場所について、利用者の状況に応じた支援や安定的な運営ができるよう、運営者やスタッフの資質の向上及びボランティアの確保を図る必要がある。 【今後の取組方針:制度改正への対応と積極的な周知】 ・引き続き、関連団体への周知や地域への出前講座の実施などにより、市民や団体等の事業への理解促進や居場所設置の機運醸成を図るとともに、「宮っこの居場所づくりスタートブック」の活用や開設準備講座の開催、専用の相談窓口での支援などを通して、居場所の設置促進を図っていく。 ・「宮っこの居場所ネットワーク会議」において、情報交換や研修等を行うことにより、運営スタッフの資質向上と居場所間の連携強化を図る。 また、大学等と連携しながら、居場所のボランティア確保等に努めることで、運営体制の強化を図っていく。
⑮	女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止		86	継続	セクハラ等被害防止啓発の実施	セクハラ等の女性に対する被害を防止するため、企業に対するセクハラ等被害防止啓発チラシの配布や男女共同参画推進週間、月間等において啓発パネル展を実施するなど、啓発を実施する。	男女共同参画課	・ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックの配布(配信) 配布数:7,600社	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・セクハラ等の女性に対する被害を防止するため、引き続き啓発を実施していく必要がある。 【今後の取組方針】 ・職場におけるセクハラ等を防止するため、ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックの配布等の機会を活用し、企業への啓発を効果的に行うとともに、男女共同参画推進週間、月間等におけるパネル展示により啓発を実施する。
			87	継続	性暴力・性的被害等の未然防止	「AV出演強要・JKビジネス」等に関する被害防止に向けた注意を呼びかけるため、強化月間等に合わせ、市のホームページ等の各種媒体を活用した周知啓発を行うとともに、とちぎ性暴力被害者サポートセンター(とちエール)や警察等と連携を図りながら未然防止に努める。	男女共同参画課	・強化月間に合わせた「広報うつのみや」での周知啓発、及び相談専用電話番号の掲載 周知回数:1回(4月号)	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・被害防止に向け、とちエールなどの相談窓口について、アコールをはじめとした市有施設において周知を行った。 【今後の取組方針】 ・引き続き強化月間等に合わせた周知啓発を行うとともに、各種媒体やイベント等を活用した周知啓発に努める。
			88	継続	ストーカー被害者等に対する相談体制の充実と被害防止のための啓発	ストーカー被害者等に対し、被害者の状況に応じた相談支援を行うことが重要であることから、虐待・DV対策連携会議等において、被害の相談を受けた際の支援手順や部署間の連携を確認し、相談体制の充実を図るとともに、被害にあわないよう防犯講習会などにおいて周知に努める。	男女共同参画課 生活安心課	・防犯活動指導員(警察官OB)による防犯講習会の開催 開催回数 209回 受講者数 6,451人 ※一般的な防犯対策や犯罪被害にあわない手法、護身術等について、女性も含め実施している。	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・受講回数、受講者数は、前年度から増加し、令和2年度(6,141人)の水準まで回復している一方、総合計画や防犯対策推進計画で掲げる目標までは達成できていない状況であるため、受講者数の増加に向け講座の周知を図るとともに、防犯知識の普及に向け効果的な啓発方法を検討する必要がある。 【今後の取組方針】 ・女性や子ども、高齢者などが被害対象となりやすい犯罪の傾向を捉えた啓発の充実を図るとともに、動画等を活用した啓発活動に取り組んでいく。 ・講習会1回あたりの参加人数やニーズの変化も踏まえ、参集型(出前講座)以外の啓発活動の手法を検討していく。
89	継続	青少年の性的被害未然防止の啓発	JKビジネス等新たな形態の「性的商品化」による被害者は若年女性に多く、被害者は、長期間にわたって心身の安定を損ない、社会参加が困難になることがあるため、中高生やその保護者に対して、新しい形態の性的商品化に関する情報提供や被害者にならないための周知啓発を実施する。	青少年自立支援センター	JKビジネス被害防止啓発チラシを、一日巡回指導体験に参加した保護者や、青少年巡回指導員へ配布し、周知啓発を実施。	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・JKビジネス被害防止啓発チラシを、主催する事業の参加者等に配布し、青少年の性的被害未然防止に寄与することができた。 ・被害未然防止のため、引き続きより多くの中高生、保護者等に周知する必要がある。 【今後の取組方針】 青少年のためのよりよい環境づくり強調月間(8月)にあわせ市図書館に展示コーナーを設置し、啓発チラシを配置するなどの啓発活動や保護者が対象の一日巡回指導体験などの機会を活用し、引き続き周知啓発を行う。			

施策		事業番号	方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	R5実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
重点施策	施策の名称							
⑮	女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止	90	継続	SNSを通じた被害等の未然防止	SNSを利用した異性とのトラブルや性的な被害は、メディアの特性から、専門的な知識がないとその情報の削除は難しく、当事者以外にも広がり、被害者が受ける精神的ダメージは大きく、立ち直りが難しいため、子どもや保護者とともに、広く一般に対してもSNS利用についての注意喚起を行う。	男女共同参画課 学校教育課	・人権週間パネル展における周知啓発 ・人権講話(スマホ・ケータイ安全教室)の実施 実施校:市立中学校3校	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員と連携しながら、オンラインを活用し、中学校における人権講話(スマホ・ケータイ安全教室)を実施することができた。 ・SNSを通じた被害等は、未然防止が重要になることから、子どもや保護者とともに、広く一般に対しても継続的な注意喚起を行う必要がある。 ・児童生徒のスマートフォンの所持率や使用実態、ネットやSNSなどを介したいじめなどのトラブル増加等を踏まえ、市PTA連合会等の関係団体との協議を行いながら「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言Ver.2」に基づき、児童生徒への情報モラル教育や保護者への意識啓発を図るほか、学校や家庭、地域等と連携し、スマートフォンの使用に係る問題から児童生徒を守るための取組を推進し、児童生徒におけるスマートフォン等の適切かつ安全な使用について、家庭の理解促進が図られた。 ・ネットいじめ等パトロール・相談事業を継続し、不適切な書き込みの検索・削除を行った。また、児童生徒や保護者を対象とした出前講座を実施し、具体的な対策などを習得することでSNS等によるトラブルの未然防止につながった。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、人権擁護委員等と連携し、児童生徒や市民への周知啓発活動を行っていく。 ・小・中学生のスマホ等の所持率が年々増加傾向にあり、児童生徒をスマホ等によるトラブルや犯罪被害から守るため、引き続き、専門家を活用した講座を全小・中学校で実施する。 ・「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言Ver.2」を有効活用し、児童生徒や保護者に対し、携帯電話等の危険性や適切な使い方などの更なる理解促進が図れるよう、周知啓発を強化するとともに、児童生徒による主体的なルール設定の取組などを推進する。

施策の方向 7 困難を抱える女性への支援

施策		事業番号	方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	R5実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
重点施策	施策の名称							
⑯	不安や困難を抱える女性への支援	91	新規	つながりサポート女性支援事業	不安や困難を抱える女性の潜在化が懸念される中、支援が十分に行き届いていない女性に対し、相談支援を行うため、身近な地域で活動するNPO等と連携したきめ細かな支援など相談体制の強化を図る。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・常設相談窓口【350件】 ・臨時相談窓口【9か所 866件】 ・連携団体数【97団体】 	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・済生会宇都宮病院内の常設相談窓口のほか、地域の身近な場所で相談できるよう、連携団体による「つなサボ相談室」の(97か所)や、公共施設や市イベント会場などでの臨時相談窓口(出張相談会)を9か所で実施するなど、NPO等の知見やネットワークを生かした相談支援に取り組むことができた。 ・円滑で切れ目のない支援を行うため、連携会議において、相互理解を深めるための情報共有や意見交換、研修等に取り組んだことで、団体同士のネットワーク化を図ることができた。 ・民生委員児童委員等の団体を対象に、支援人材養成出前講座を開催し、自身の活動の中で困難な問題を抱える女性を支援できる人材を育成した。 ・複雑化・複合化した相談案件について、円滑で切れ目のない支援を行うため、様々な分野で専門性を有する団体との連携やネットワークを強化していく必要がある。 ・令和6年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)を踏まえ、行政と関係機関相互の一層の緊密な連携が図られるよう、事業の推進体制や事業内容を見直す必要がある。 <p>【②今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政と関係機関相互の一層緊密な連携が図るとともに事業の実施体制について、令和6年度から市女性相談所を中心とした体制に見直すとともに、困難な問題を抱える女性に対する支援を包括的に行えるよう、DV被害者の支援団体などの関係団体との連携を一層強化していく。 ・引き続き、「連携会議」において、相互理解を深めるための情報共有や意見交換、研修等に取り組むことにより、団体同士のネットワークを一層強化することにより円滑な支援を実施する。 ・相談にたどりつけない女性に対する相談窓口の情報提供や気軽な相談、心身回復に向けた女性同士の交流や就労支援など、困難な問題を抱える女性に対する切れ目のない支援を行うための居場所づくり事業などの新規事業について、より多くの女性に参加してもらえるよう、実施手法や周知方法を検討する。 ・市ホームページや公式LINEでの広報や、現在女性相談所やDV被害者支援団体が関わっている相談者への周知のほか、参加しやすい工夫など、受託者と情報共有や意見交換を行っていく。 ・包括的・重層的な支援を行えるよう、引き続き人材育成出前講座を実施する。
		92	新規	地域共生社会の構築に向けた重層的支援体制整備事業	個人や世帯が抱える複合化した問題に適切に対応するため、多機関が協働して支援するための包括的支援体制の構築に取り組むとともに、「つながりサポート女性支援事業」等の各団体による取組と連携を図りながら、地域における支え合いの体制の強化に取り組んでいく。	保健福祉総務課 男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ①エールUにおける相談件数 32,261件 ②エールUから多機関協働事業への調整依頼 61件 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化の進行や、ライフスタイル・価値観の多様化など、地域福祉を取り巻く環境が変化化する中、8050問題やダブルケア、ひきこもりなど、複雑化・複合化する相談にも的確に対応していくため、包括的支援体制を構成する相談支援事業や多機関協働事業の円滑な運用に引き続き取り組む必要がある。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、保健と福祉のまるごと相談窓口エールUにおいて、世代や分野、相談内容等に関わらず、市民からの相談を受け止め、必要な機関や支援を紹介していくほか、複雑化・複合化した問題について適切な支援の提供が図られるよう、適宜、多機関協働事業者につないでいく。 ・また、相談支援事業や多機関協働事業の従事者や関係者を対象としたスキルアップ研修等を適宜、実施するとともに、日々の業務を通じて得た改善点をガイドラインに反映し、従事者・関係者に周知徹底することにより、包括的支援体制の充実・強化を図り、円滑な運用を担保していく。
		93	新規	宮っこの居場所づくり事業(再掲)	子どもが気軽に立ち寄り、かつ自由に集まることができ場を提供するとともに、支援が必要な子育て家庭を早期に把握し、個々の状況に応じた支援を行うため、家庭でも学校でもない子どもにとって身近な地域において、宮っこの居場所の提供を行う。	子ども政策課	宮っこの居場所の登録数(小学校区数):28小学校区	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より身近な地域における利用しやすい居場所の設置を促進するため、市民や団体等向けに居場所づくり事業の周知を行ったほか、開設準備講座の開催や開設・運営に係る経費の一部支援を実施した。また、新たに作成した「宮っこの居場所づくりスタートブック」を活用し、居場所を始める前に確認するポイントや必要な準備、開設や運営に対する支援などを紹介した。 ・身近な地域において、子どもが気軽に居場所を利用できるよう、さらなる設置数の拡大を図る必要がある。また、既存の居場所について、利用者の状況に応じた支援や安定的な運営ができるよう、運営者やスタッフの資質の向上及びボランティアの確保を図る必要がある。 <p>【今後の取組方針:制度改正への対応と積極的な周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関連団体への周知や地域への出前講座の実施などにより、市民や団体等の事業への理解促進や居場所設置の機運醸成を図るとともに、「宮っこの居場所づくりスタートブック」の活用や開設準備講座の開催、専用の相談窓口での支援などを通して、居場所の設置促進を図っていく。 ・「宮っこの居場所ネットワーク会議」において、情報交換や研修等を行うことにより、運営スタッフの資質向上と居場所間の連携強化を図る。 ・また、大学等と連携しながら、居場所のボランティア確保等に努めることで、運営体制の強化を図っていく。

施策の方向 8 多様な性を尊重する社会づくりと性差に応じた健康支援

重点 施策	施策 名称	事業 番号	方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	R5実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
⑪	多様な性についての理解促進	94	継続	LGBTQに関する理解促進	LGBTQなど多様な性について、市のホームページやリーフレット、人権週間などを活用した正しい情報提供と理解促進を図るとともに、当事者に対する相談窓口の周知を行う。	男女共同参画課	・人権週間パネル展の実施【市役所市民ホール12/4～12/7】 ・LGBT啓発図書コーナーの設置(中央・東・南・河内・上河内) ・LGBT啓発物品の作成、配布 配布先:人権週間パネル展等	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・人権週間におけるパネル展示等の啓発を行うほか、市ホームページ、広報紙等において、性的マイノリティの方々への偏見や差別防止を呼びかけることにより、多様な性についての理解促進に取り組んだ。 ・LGBT理解増進法の施行により、多様な性への社会的関心が高まる中、更なる理解促進が必要である。 【今後の取組方針】 ・LGBTQに関する理解促進を図るため、引き続き、パネル展示等の啓発を行うほか、啓発カード等を活用しながら、児童生徒への周知啓発に取り組む。
		95	拡充	「性的マイノリティ」とされる児童生徒への対応	「性的マイノリティ」とされる児童生徒が安心して過ごすことができるよう、教職員に対する理解の促進を図るとともに、すべての小・中学校で、相談体制の整備を行う。また、性の多様性に係る資料を活用するなどして、児童生徒及び保護者への啓発を行うとともに、人権教育の充実を図り、女子生徒がスカートとストラックスを選択して着用できるなど、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな指導・支援を推進する。	学校教育課 男女共同参画課	【学校教育課】 ・教職員の「性的マイノリティ」に関する理解促進のため、研修会において、大学教授による講話(「学校現場における多様な性と人権」こどもの人権を中心に)を実施。 ・性の多様性に係る資料として、小学校5年生全員に「かがやき(男女共同参画教育参考資料)」を配付。 【男女共同参画課】 ・男女共同参画教育参考資料「かがやき」の発行 実施回数:年1回 発行部数:5,000部	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・研修会において、「学校現場における多様な性と人権」に係る講話を実施したことにより、教職員に対して男女共同参画に関する理念の理解促進や意識啓発を図ることができた。 ・小学5年生向け男女共同参画教育参考資料「かがやき」の作成・配布を行うことで、児童生徒及び保護者への男女共同参画についての意識の醸成を図った。 ・現行の「かがやき」について社会情勢の変化を踏まえ、現状に合わせて更新する必要がある。 【今後の取組方針】 ・児童生徒に「性的マイノリティ」に関する理解を促すため、授業のみならず、学校生活の様々な場面において基底的指導に力を入れた人権教育を推進していく。 ・男女共同参画教育参考資料「かがやき」について、ジェンダー平等の実現を掲げるSDGsへの対応などの社会情勢の変化を踏まえ、小学校の教員や学識経験者などの意見を聞きながら、現状に即した内容や表現に改定を行う。
		96	新規	企業における多様な性の理解促進事業	企業における「多様な性」に関する理解促進を図り、性別に関わりなく誰もが働きやすい職場環境整備のための取組を促進するため、企業経営者等を対象とした啓発セミナーや企業及び従業員向けのリーフレットの作成・配布を行う。	男女共同参画課	・「多様な性」の理解促進に係る企業向け講座(2回 74社89人) ・LGBTQに関する企業向けパンフレット作成、配付(商工会議所ほか工業団地に配付)【7,500部】	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・LGBT理解増進法の施行により、多様な性への社会的関心が高まる中、多様な性に関する啓発セミナーやパンフレットの作成・配布により、企業を対象にLGBTQなどへの理解促進を図ることができた。 【今後の取組方針】 LGBTQに関する更なる理解促進を図るため、引き続き企業に対しては、経済団体等と連携を図りながら、啓発セミナーやパンフレットの作成・配布に取り組む
		97	新規	とちぎパートナーシップ宣誓制度の活用	性的マイノリティの方々自分らしく生きられる共生社会の実現に向け、県において「とちぎパートナーシップ宣誓制度」が導入されたことから、県の制度を活用し、本市行政サービスを提供する。	男女共同参画課	・「とちぎパートナーシップ宣誓制度」に基づく本市サービスの提供	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・令和4年度から「とちぎパートナーシップ宣誓制度」に基づく本市サービスの提供を開始するとともに、県内他自治体のパートナーシップ制度策定状況や今後の方向性を確認した。 【今後の取組方針】 ・パートナーシップ宣誓制度については、LGBT理解増進法など国や県の動向を注視しつつ、今後提供が可能な行政サービスについて庁内調査を行うとともに、引き続き、県内他自治体の動向について情報収集を行う。
⑫	性についての教育・学習機会の充実	98	継続	性教育サポート事業	人工妊娠中絶の現状や心身への影響等についての認識を深め、適切な意思決定や行動選択ができるようにするため、市内全中学校の3年生を対象に、専門的立場の産婦人科医による講話を年1回程度実施する。	学校健康課	性教育サポート事業の実施 実施回数 市立全中学校25校	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・全中学校3年生を対象とし、産婦人科医による性に関する講話を行い、「性に関する指導」を実施した。 ・講師によって講話内容が大幅に異なるよう、産婦人科医と事業のねらい等について、事前に共通理解を図る必要がある。 【今後の取組方針】 ・性に関する諸問題に適切に対応できるよう、引き続き、産婦人科医と連携を図り、継続して実施する。
		99	継続	エイズ予防啓発普及活動の実施	エイズ・性感染症に関する正しい知識を普及啓発し、市民一人ひとりが自分の問題としてとらえ、感染しない、感染させないための行動がとれるようにするとともに、エイズに対する誤解・偏見のない社会づくりを推進するため、講演会や学校等におけるパンフレットの配布などの啓発活動を実施する。	保健予防課	【エイズ予防出前講座】 ・中学・高校・専門学校 9校11学部 2,266人 【エイズ対策従事者研修会】 1回 40人 【パンフレット等配布実施機関数】 ・中学校、高校、専門学校、大学等【90校】 【1508部】 ・民間企業【8社】【170部】 ・婦人科・泌尿器科・皮膚科【117か所】 【941部】 ・ゲイバー【1店舗】【40部】 【パネル展示】 本庁市民ホール 1回 保健所ロビー 1回	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・検査相談においては、令和5年4月から予約なく検査が受検できる通常検査を再開したことにより、受検者数がコロナ前の水準に戻り、利用者の利便性が図られた。 ・梅毒の発生が増加していることから、注意喚起のためポスター掲示やホームページへの掲載、検査相談時の啓発を強化して実施した。 ・エイズ対策従事者研修会を開催し、オンラインでの受講も可能としたことで、HIVや性の多様性について、より多くの地域の保健従事者や教職員の理解を深めることが出来た。また、中学、高校等での出前講座や世界エイズデーでの啓発事業についても、感染対策を工夫しながら、安全に実施したことで、正しい知識の普及が図られた。 【今後の取組方針】 ・より多くの相談者が受検しやすい体制の整備を、引き続き行っていく必要がある。 ・エイズや性感染症に関する正しい知識の普及啓発を図るため、学校におけるエイズ予防教育出前講座の実施や、性教育、思春期教育を担当する者等に対するエイズ対策従事者研修会を開催していくとともに、広く市民への啓発として、HIV検査普及週間や世界エイズデーにあわせて啓発を行っていく。 ・HIVや性感染症のハイリスク群である、MSMや風俗産業の利用者や従事者等に対しても、HIVや性感染症(特に梅毒)の正しい知識や予防、検査機会についての情報が届けられるよう工夫を行っていく必要がある。
		100	継続	性といのちの健康教育の実施	思春期の若者を対象に、性と健康に関する正しい知識や情報を提供し、若者自身の性と健康を守る自己決定能力を育てるため、中学生を対象とした保健師等による「性といのちの健康教育(出前講座)」等を実施する。	子ども支援課	8校において計9回実施 受講者数1,596人	【昨年度の評価(成果や課題)】:性と健康に関する正しい知識や情報の提供 ・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い事業を再開(R2～R4未実施)し、健康教育を希望する中学校に対して専門の講師を派遣し、中学校の要望を踏まえながら、9回(受講者数1,596人)実施することができ、性と健康に関する正しい知識の普及啓発を図ることができた。 ・引き続き、学校や教育委員会等と連携を図りながら、中学生が抱える性と健康に関する悩みなどの把握に務めながら事業を展開していくことが必要である。 【今後の取組方針】:事業の効率化を図りながらの再開 ・学校や教育委員会等の連携を図りながら、いのちの大切さや思春期の心身の変化、妊娠のしくみなどの正しい知識の啓発や情報提供に努めていく。
		101	継続	男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施(再掲)	男女共同参画の視点を踏まえた保育がなされるよう、保育士を対象とした研修会を実施する。	男女共同参画課 保育課	・保育士研修 実施回数:1回	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・新任保育士研修において、ジェンダーや人権に配慮した保育がなされるよう啓発を行った。 【今後の取組方針】 ・男女共同参画の視点を踏まえた保育がなされるよう、継続的に研修を実施していく。
⑬	性差に応じた生涯にわたる健康支援	102	拡充	性差に応じた健康についての理解促進	リプロダクティブ・ヘルス・ライツの観点をもち、男女がともに身体的特性について正しい情報を得ることにより、自身のみならず、互いの心身の変化を理解することで、生涯を通じて健康を享受できるよう、健康講座や周知啓発を実施する。	男女共同参画課	・女性の健康力アップ講演会 ＜実施テーマ＞ 「人生100年時代の女性の健康づくり」 参加人数:63人 ・「ばーとなーしつぷ」特集「女性特有の健康課題」 発行部数 3,000部	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・女性の健康力アップ事業については、女性が生涯を通じて健康で充実した生活ができるよう、女性特有の健康問題や健康力を向上させるため、栄養学の面から日本人女性の現状や課題、改善点などについて大学教授から学ぶ講座を行うことができた。 令和5年度は、「リプロダクティブ・ヘルス・ライツ」の観点をもち、男女がともに、身体的特性について正しい情報を得ることにより、生涯を通じて健康を享受できるよう、ばーとなーしつぷにおいて、女性特有の健康課題についての特集を行うことで、幅広い市民に対し、性差に応じた健康支援について周知することができた。 【今後の取組方針】 ・引き続き、周知方法や内容の充実を図りながら講座の開催や周知を行っていくことで、性差についての理解促進を図っていく。

重点 施策	施策		方向性	具体的な取組	事業概要	主管課	R5実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
	事業 番号	施策の 名称						
⑬ 性差に応じた 生涯にわたる 健康支援	103	継続	がん検診の実施	健康に関する関心を高めるとともに、がんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診を実施する。	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> 胃がん 25,706人 肺がん 43,217人 大腸がん 39,535人 子宮がん 22,725人 乳がん(視触診) 1,545人 乳がん(マンモ+超音波) 8,645人 前立腺がん 15,590人 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> がん検診については、令和5年度は、市内個別医療機関での各種がん検診の実施や、集団健診において総合健診や早期健診などの受診者ニーズを踏まえた健診の実施と定員数の拡充等に取り組み、各種がん検診の受診機会を確保したことにより、がん検診全体の受診者数は、令和4年度と同程度で推移し、受診者のがんの早期発見・早期治療が図られた。 更には、他のがん検診と比較して受診率が低い婦人がん検診(乳がん・子宮がん検診)については、商業施設を活用した検診を拡充して実施し、これまで未受診であった市民や若い世代の受診につながったことから、更なる受診率向上に向け、商業施設等を活用した検診の実施に取り組む必要がある。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 更なる受診率の向上に向け、引き続き、様々な媒体を通じた検診の重要性等の周知啓発や受診しやすい環境の整備、受診勧奨などに取り組むとともに、婦人がん検診の受診率向上に向け、子育て世代や働く世代などの受診のきっかけとなるよう、新たな商業施設を会場とした検診を実施するなど、受診機会の拡充に努めていく。 	
	104	継続	女性の健康力アップ事業	女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康問題に対する社会的関心を高めるため、厚生労働省が主唱する女性の健康週間併せて、パネル展示や健康教育等を実施する。	健康増進課	<p>【女性の健康力アップ講演会】</p> <p>参加人数:63人</p> <p>【イベントブース】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の健康に関する講話 ベビードダンス 減塩お味噌汁の試飲 つなサポ相談室 まちの保健室 頸動脈エコー検査 等 <p>合計参加人数:602人</p> <p>【リーフレット】</p> <p>女性の健康づくりに関するリーフレット配布 配布数:336枚</p>	<p>【昨年の成果や課題】</p> <p>女性の健康力アップ事業については、女性の各ライフステージにおける特有の疾患とその予防方法等について、幅広い年代に普及啓発していく必要があり、令和5年度は栄養に関するテーマで講演会を実施したことで様々な年代の参加がみられた。また、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、関係機関・企業等と連携しながらイベント内容の充実を図り、各ライフステージにおける健康課題、健康づくりについて普及啓発することができた。</p> <p>参加者の内訳をみると、60代以降の参加者が多いことから青壮年期へのアプローチが課題である。</p> <p>【今後の取組方針】</p> <p>女性の各ライフステージにおける特有の疾患とその予防方法等について、幅広い年代の市民、特にアプローチの難しい青壮年期の参加を促すために関係機関・企業等と連携し、周知方法やイベント内容の充実を図っていく必要がある。</p>	
	105	継続	妊産婦健康診査の実施	妊娠に限らず、出産後も母親の生活環境は大きく変化するため、心身の不調が現れ、職場復帰や再就職を考えていても断念するなど、産後うつは、女性が就業を継続し、活躍する上での影響が大きい問題であることから、これまでの妊婦健康診査に加え、産後2週目と1か月目の産婦健診時に産後うつ検査を実施し、異常の予防・早期発見・早期治療を支援する。	子ども支援課	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦健診利用率:84.2% 産婦健診利用率:80.8%(2週間健診) 94.9%(1か月健診) 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】適正な健康管理に資するための受診率の更なる向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付時などの機会を捉えて妊産婦健康診査の大切さを妊婦に周知し、産後1か月健診においては高い受診率(94.9%)を得ることができた。 安心して妊娠経過を過ごし、出産を迎えるため、妊娠中の異常の予防・早期発見・早期治療につながるよう妊婦健康診査の受診率の更なる向上が必要であり、また、産後うつの疑いのある母親を早期に発見するため、産婦健康診査についても、受診率の更なる向上が必要である。 <p>【今後の取組方針:妊産婦健康診査の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後とも、妊娠中及び産後の異常の予防や早期発見・早期治療を促し、妊産婦の適切な健康管理を行う必要があることから、子育て支援アプリや妊娠後期に当たる妊娠8か月面接の機会を活用して、事業の趣旨を含めた周知を徹底することにより、受診率の更なる向上に努めながら、健康診査を継続して実施する。 また、支援が必要な産婦を早期発見し、産後ケア、産後サポート事業などに適切につなげることで、切れ目ない支援を実施していく。 	
	106	継続	不妊に悩む人への支援	子どもに恵まれず不妊治療を受けている夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外の不妊治療費の一部を助成する。	子ども支援課	<p>助成件数</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定不妊【8件】 生殖補助医療【643件】 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月に開始した不妊治療の保険適用に伴う国の経過措置として、「不妊に悩む方への特定治療支援事業(不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分)」が実施され、令和5年度を以て事業が終了となる中、本市独自の「宇都宮市不妊治療(生殖補助医療等)支援制度」を令和4年度から継続して実施し、不妊治療の保険適用後も子どもに恵まれぬ夫婦への経済的負担の軽減を図ることができた。 「宇都宮市不妊治療(生殖補助医療等)支援制度」については、各医療機関への制度内容の周知により連携を図り、前年度より450件以上多い利用実績を上げることができた。 今後も、治療を希望する方へ最新の情報を確実に届けられるような周知・啓発が必要である。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市独自の助成制度を継続するとともに、不妊治療を希望する方に必要な情報を確実に届けられるよう、個々の治療ケースに応じたきめ細かな説明に努めることで、医療機関等のさらなる理解促進を図る。 	
	107	継続	こころの健康づくり対策	こころの健康の保持増進を図るため、精神保健に関する正しい知識の普及啓発につとめ、精神疾患の早期発見、早期治療につなげるとともに、市民が健康で生きがいを持った生活ができるよう事業を推進する。	保健予防課	<p>こころの健康に関する健康教育実施回数:46回</p> <p>受講者数:3,628人</p>	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <p>令和5年度は前年度と比較し、出前講座や講師派遣の依頼が増え、健康教育の実施回数や受講者数が増加した。また社会全体のつながりの希薄化や、孤独・孤立の問題が顕在化している状況下、若年層・働き世代・関係機関等への相談窓口の周知を図った。引き続き、精神保健に関する正しい知識や相談窓口等の普及啓発に取り組んでいく必要がある。</p> <p>【今後の取組方針】</p> <p>こころの健康づくりを強化していくために、市民一人ひとりが自らのストレスに対するセルフケアを向上していく必要がある。対象者のニーズに的確に対応できるよう社会情勢及び地域や対象者の特性を踏まえたテーマや内容を随時検討し、地域職域連携推進協議会等の関係機関と連携しながら健康教育を実施していく。またあらゆる機会を通して、精神保健に関する正しい知識や相談窓口等の普及啓発に努めていく。</p>	
	108	継続	産後ケア事業等の実施	出産直後の母子への心身ケアや育児のサポートを行うため、産後うつの疑いのある母親に対し、宿泊・通所・訪問等による支援を実施する。	子ども支援課	<ul style="list-style-type: none"> 産後ケア事業 宿泊型利用回数:439泊 通所型利用回数:166回 訪問型利用回数:301回 産後サポート利用回数:423回 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】:受診しやすい環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産婦の心身のケアや育児サポート、休養の機会を提供する産後ケア事業及び産後サポート事業の更なる充実を図るため、実施機関の拡大などに取り組むことができた。(実施機関R4:12施設⇒R5:15施設) 国や県の制度を活用した利用者負担額の減免に加え、市独自の上乘せ策(国・県5回目まで⇒市6・7回目分も対応)を行うことにより、利用者の更なる経済的負担の軽減に取り組むことができた。 引き続き、産後ケア事業の効果や課題を検証し、より一層の事業の充実を図る必要がある。 <p>【今後の取組方針:産後ケア事業の更なる充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産婦健康診査の受診率の向上に向けた周知啓発に努めるとともに、産後うつの疑いがあるなど支援を要する母子に対しては、サポートプランに基づき、関係機関との連携を緊密にし、産後ケア・産後サポート事業の実施といった切れ目のない支援につなげていく。 今後も利用ニーズの増加に適切に対応するため、実施機関の更なる拡大やより利用しやすい制度設計・効果的な事業の実施に努めていく。 	